

平成22年第4回(6月)川南町議会定例会会期表(7日間)

目次	月日	曜	摘要
第1日	6月11日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第2日	6月12日	土	休会
第3日	6月13日	日	休会
第4日	6月14日	月	議案熟読
第5日	6月15日	火	本会議(議案質疑・委員会付託)委員会
第6日	6月16日	水	委員会
第7日	6月17日	木	本会議(委員長報告・討論・採決)

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号 (6月11日)

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員 の指名	4
口蹄疫発生に係る報告について	4
議案上程・提案理由説明(議案第31号～第35号)	10
議案上程・提案理由説明(議案第36号～第40号)	13
議案上程・提案理由説明(議案第41号～第44号)	17
諮問第1号(人権擁護委員)	17
諮問第2号(人権擁護委員)	18
閉 会	18

第2号 (6月15日)

本日の会議に付した事件	19
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	20
開 会	21
議案質疑・委員会付託(議案第31号～第35号)	21
議案質疑・委員会付託(議案第36号～第40号)	22
議案質疑・委員会付託(議案第41号～第44号)	39
閉 会	40

第3号 (6月17日)

本日の会議に付した事件	41
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	42
開 会	43
委員長報告・討論・採決 (議案第31号 ~ 第35号)	43
委員長報告・討論・採決 (議案第36号 ~ 第40号)	45
委員長報告・討論・採決 (議案第41号 ~ 44号)	51
諮問第1号(人権擁護委員)	52
諮問第2号(人権擁護委員)	52
発議第5号(意見書)・討論・採決	53
発議第6号(意見書)・討論・採決	55
閉 会	57

川南町告示第115号

平成22年第4回(6月)川南町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年6月8日

川南町長 内野宮 正 英

1 期日 平成22年6月11日

2 場所 川南町議会議事堂

応招議員(15名)

1番 林田 幸雄 君

2番 徳弘 美津子 君

3番 長野 義勝 君

4番 黒木 則人 君

5番 今井 伸二 君

6番 江藤 和利 君

7番 内藤 逸子 君

8番 竹本 修 君

9番 中村 守 君

10番 米山 知子 君

11番 山下 壽 君

12番 久木野 清人 君

13番 濱本 義則 君

14番 河野 幸夫 君

15番 川越 忠明 君

不応招議員(なし)

平成22年第4回(6月)川南町議会定例会会議録(初日)

平成22年6月11日(金曜日)

本日の会議に付した事件

平成22年6月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(今井伸二・江藤和利)
- 日程第4 口蹄疫発生に係る報告について
- 日程第5 議案第31号 川南町職員給与の一部控除条例を定めるについて
- 日程第6 議案第32号 川南町一般職の職員の給与に関する条例及び川南町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第33号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第34号 川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第35号 川南町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第36号 平成22年度川南町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第37号 平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第38号 平成22年度川南町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第39号 平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第40号 平成22年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第41号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第16 議案第42号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第17 議案第43号 字の区域の変更について
- 日程第18 議案第44号 字の区域の変更について
- 日程第19 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第21 報告第1号 平成21年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書について

出席議員(15名)

1番 林田 幸雄 君	2番 徳弘 美津子 君
3番 長野 義勝 君	4番 黒木 則人 君
5番 今井 伸二 君	6番 江藤 和利 君
7番 内藤 逸子 君	8番 竹本 修 君
9番 中村 守 君	10番 米山 知子 君
11番 山下 壽 君	12番 久木野 清人 君
13番 濱本 義則 君	14番 河野 幸夫 君
15番 川越 忠明 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	内野宮 正英 君	副町長	蓑原 敏朗 君
教育長	佐藤 賢一郎 君	会計管理者・会計課長	佐藤むつ子 君
総務課長	吉田 一二六 君	総合政策課長	諸 橋 司 君
農林水産課長	押 川 義 光 君	農村整備課長	横 尾 剛 君
建設課長	村 井 俊 文 君	上下水道課長	河 野 秀 二 君
農業委員会 事務局長	高 松 秀 樹 君	教育総務課長	永 友 好 典 君
生涯学習課長	吉田 喜久吉 君	税務課長	篠 原 浩 君
町民課長	佐 藤 弘 君	環境対策課長	黒 木 秀 一 君
健康福祉課長	米 田 正 直 君	代表監査委員	三 角 巖 君

午前9時00分開会

議長(川越 忠明君) おはようございます。ただいまから、平成22年第4回川南町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員議員控室へ移動願います。

午前9時01分休憩

午前9時50分再開

議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第 1 「諸般の報告」を行います。前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。なお、定期監査の結果並びに例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第 2 「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期を、本日から17日までにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、会期は、本日から17日までの7日間に決定しました。

日程第 3 「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、〔今井 伸二〕君及び〔江藤 和利〕君を指名します。

日程第 4 「口蹄疫発生に係る報告について」町長から口蹄疫発生に係る報告をお願いします。

町長(内野宮 正英君) おはようございます。それでは若干簡単な資料を差し上げておりますが、口蹄疫に係る関係について、ご報告と今後の考え方について、ご説明を申し上げさせていただきます。と思います。

まず、口蹄疫の蔓延の事由についてであります。今回、都城、宮崎まで発生、発生をしたということで、大変憂慮をいたしているところでございます。そういう中で、今、私どもが考えておりますことは、やはり口蹄疫に対する強度といえますか、強さの認識と、これが、この前、実は、「クローズアップ現代」を見ておまして、イギリスの事例がございましたけれども、ああいうような国家危機管理的な対応というのが、やはり、日本においては確立されていないと、こういうことが大きな問題ではないかと思っております。特に、家畜伝染病予防法は、昭和26年に制定されたものでございまして、この時代というのは、牛という牛、馬、というのが農耕用として使われていた時代の法であると、いうこと等もですね、やはり、十分これは今後の課題であります。見直していく必要があると、こう思っております。また、川南は特に牛豚が多いと、またその生産規模も非常に大きい、そういうことから、豚に発症してからの蔓延が、急速に広がっていったと。これは、一方では、埋却の遅れにつながってるわけでございますけれども、特に豚につきましては、と殺の方法だとか、あるいは作業員も非常に不慣れであったというようなこと等が、やはり、非常に遅れにつながると、また、埋却地につきましても、同意の取得まで行って埋却をいたしておるわけでございますが、これも、一部、非常にですね、同意を

得るのに苦労をしたと、こういうようなところもあるかというふうに思っているところでございます。

それでちょっと、ページがあちこちいたしますので、この資料に基づいてご説明を申し上げさせていただきます。2ページであります。2ページはちょっと後先になって恐縮でございますが、今後の再建に向けての取り組みをどうしていくかということで若干整理をいたしております。

まず、農家ごとに経営再建の意思確認というものをを行う必要があると思っております。現在、アンケート等では73%程度の経営再建をするというアンケート調査が、結果が出ておりますが、併せて今後、経営計画も含めてどのような導入をされていくのか、あるいは、資金的な面の関係におきましては、一応JAにおきましては、恐らく銀行等もそうだと思いますが、補償金等については、まず、債権からですね、回収をすると、そして、新たな貸し付けを行っていくと、そういう形での対応が取られるかというふうに思っております。そういうような場合に、それぞれの経営がどうなっていくのか、経営計画がどうなるかということ、まず十分にですね、見極めて行く必要があるというふうに思っております。そのことにおいて、やはり、経営支援というようなものが確定をされてくるというふうに思っているところでございます。

それから、またあの、現在まだですね、殺処分が終わっていないと、こういう状況でございます。現在の状況から申し上げますと、だいたい今月17日くらいには、患畜等の処分が一応終わると、それから、来月の5日というめどを立てておりますが、ワクチン接種の埋却を終わりたいと、こういうことでございます。ただ、問題は、他のところの発生が非常に多くなってきているということから、獣医師の確保が、今までよりも少なくなってくる可能性がある、ということからですね、若干前後するんじゃないかと思っておりますが、そこあたりがですね、今後の課題になるというふうに思っております。ただ、後で資料に出てきますが、土地の確保等については、ほぼですね、ワクチンを除きまして、ほぼ確保をしているところでございます。それから、その下は、経営支援対策の検討ということで、一応、今後の家畜導入対策等に係る基本的な単価的なものをずっと羅列をしております。そして、入れた場合に、いつ出荷ができるのかと、こういうことでの数字、それから、肥育牛では%が、和牛が60、F1が35、右の方に%が書いてありますが、これは現在のですね、だいたい数字的な状況ではないかということで、入れておるものでございます。これは、子牛導入あるいは母豚の導入からどのくらい出荷までかかるかということの資料で、これはまあ、参考にですね、しておいていただきたいと思っております。これが一つの経営再建にかかる目安としての、対応策の検討の基礎になると、こう考えております。それで、3ページであります。まずあの、畜産対策ということで書いてありますが、素畜導入にかかる助成、あるいは、これはもう現在もやっておるわけですが、今回はですね、全体に対して行うことが必要になると、それから、素畜の導入資金、これも無利子金で現在やっております。やっておりますが、これを拡充するということを考えなきゃいけないんじゃないかなと思っております。それから、経営再建の融資、これは運転資金、生活資金を含めた対応が必要になる。それから、この生活資金等につきましては、融資的なものは、県もですね、無利子融資を設定をいたしております。ただ、助成としては、生活支援は1年間ということですが、我々としては、やはり3年くらいはですね、やっていただかないとどうもならないんだということで、要求をいたしておるところでございます。

それから、税の対策、これは納期の延長とか、あるいは減免とかいう問題があるわけでございます。そういうこと等についても、検討して行きたいと、こう思っております。またあの、埋却地にかかる関係では、地代というよりは借地料みたいな料金ということで出てるわけでございますが、環境対策と、こういう意味合いで、二つの方法で埋却地については助成をするということになっております。ただ、金額が決まっていないということ、それから、現状での土地のですね、農業振興公社での買入れによるものがあります。2つの方法、個人の所有地あるいは交換での対応とかそういう形がいくつかありますので、これらの公平性を保つ必要があるということで、これは強く求めているものであります。

それから、防疫対策、これもですね、今、埋却しておるものにおいの問題とか、あるいは堆肥処理の問題とか、そういう問題があります。そういうこと等が、完全に行きませんと再開に向けて非常に問題があると、こういうことでございますので、これは将来に向けてもそうではありますが、防疫対策というのは、改めて構築をしていく必要があると、そう思っております。それから、経営再建計画策定の指導対策ということでちょっと出しているんですが、適当かどうかわかりませんが、畜連とか、JAの技術員とか、もう当面仕事がないと、こういう状況になるわけでありまして、また、関連の産業の従事者とか、いろんな方々がいらっしゃる。こういうことでございますので、先ほど申し上げましたような経営計画等の関係に従事をしていただいて、再建に向けた努力をすることが一つの方策として考えるべき必要があるんじゃないかと、そういうふうに思っております、そういうことで書かしていただきました。

それから、経営計画はいいんですが、農用地の利用計画、これがですね、酪農等につきましては、非常にあの、農業委員会を通しての賃貸等あるわけでございます。かなり、当面としては、飼料作が不要になるということから、土壌調査を含めた作物選定を行って、土地利用型の農業を指導する必要があるんじゃないかと、そう思っているわけでありまして。

それから、畜産農家の雇用従業員の対策の問題があります。これは、畜産農家もそうなんですが、人工授精師とかですね、削蹄師だとか、そういう方も、畜産に関連する皆さんがいらっしゃいますので、これらの皆さんに対する生活支援というのが必要になるんじゃないかと、こう思っております。一部では、失業保険等をですね、掛けていらっしゃる事業所もあるということでございますので、それらを含めた関係の中で検討していきたいと思っております。それから、生活支援、これは県の支援資金であります。無利子で1年以内が200万ということでやられる。

それから、町ですね、総合的な活性化対策というふうには書いておりますが、商業対策につきましては、非常に、ご案内のように、調査ではですね、非常に厳しい環境になってきているということでございます。もうご案内のとおり、見られてもお分かりいただけるような状況にあります。そういうことから、今回ですね、いろいろ検討はしたんですが、なかなかこれということが見つからないということで、今回、予算としてですね、プレミアム商品券の発行をですね、させていただきたいと、そう考えておるところでございます。よろしくご審議をいただきたいと思います。あるいは、軽トラ市対策、年末商戦対策、あるいは金融対策、これも町がですね、現在、町の毎年2,000万ほどのですね、融資をやってるわけでありまして、それらを拡充するかどうかということですね。これはまあ、商業関

係ではいろいろありますので、どちらが有利かという話になるかと思しますので、相談をしながらという考え方になると思います。

それから、中小企業の関係につきましては、公共事業のですね、前倒し発注をやるということを考えなければいけないのではないかと考えております。また、全体的な活性化対策のために、いろいろあるかとは思っておりますが、ちょっと県とか国とかとのですね、相談の中で、何か川南でやれそうな事業等がないかどうかを検討をするように指示をいたしておるところでございますが、道路とか上水道とか、運動公園とか市街地とか、現在あります、ありますが、現在設定されているものと、あるいは、事業を拡大してやるかどうかと、こういうことになると考えております。

それから、こういう土木関係はあるんですが、住宅建設関係がちょっとなかなか事業としてないと、こういう関係がございますので、以前からですね、商工会等からは要求・要望もあってたんですが、住宅リフォームの助成等の考え方もあるんじゃないかなと、こう思っておるところでございます。それからあと、その下は、これは、国・県・市町村で、稲わらとか飼料米とか、こういうことについての助成措置が行われるという予算であります。

それから、商工労働部におきましては、事業継続のための運転資金等の融資を行うと、こういうことでありますが、これは、有利子制度でありますので、どういうことになるかよくわかりませんが、そういうものが設定をされているということでもあります。

次のページからですね、6・7・8ページまでは、一番下から3行目をごらんいただきたいと思うんですが、毎日のですね、動員数であります。自衛隊が一番、4ページでは中ほどにあるかと思っておりますが、自衛隊が70、それから、経済連が70、JA団体等が53とかいうふうにあります。10日では、川南では452名対応いただいている、そういうふうにごらんをいただきたいと思っております。ただ、これには役場の職員の関係は入っておりません。役場の職員もですね、職員総数の2割から3割くらいはこちらの方に対応いただいておりますので、これほどですね、役場とJAが一緒になっているところは、他の町村はですね、それほど一体的にやられていないというのが実態であります。

それから、9ページでございます。9ページは、ワクチン接種による殺処分に対する補てんということで、牛・豚の時価評価方式、あとで詳しく出てきますので、5分の5補てんすると、こういうことであります。

それから、互助基金、飼育コストの補てん、1日当り単価で、使用日数の実績に応じて支払いをする。それから、経営再建までの生活面での支援であります。これは、互助基金の例として書いてありますが、肉用牛繁殖の場合、23歳以上が17万9千円で25頭いると、それから、2歳未満が5頭いるという場合は、30頭で477万の支援があると、こういうふうに見ていただきたいと思っております。それから、下の埋却に要する経費の支援であります。これは書いてありますように、この地代相当、使用不能による減失利益の地代相当をやる、それから、環境対策に要する経費を支援するということなんですが、これがですね、町による土地購入、これはないんですけど、農業振興公社による土地購入との対策について若干ですね、差が生じると、そこあたりを、公平性を保っていただく必要があると、ということでの要求をしてきておるところでございます。それで、ワクチン接種農家と疑似患

畜発生農家とで、上の方はワクチン接種農家であります、擬似患畜発生農家についても、相応な手当を支給するというので、一応いただいているわけであり、相当ではなく、同等ということで、今、私たちとしては、政策要求をいたしておるところでございます。

それから次にですね、評価基準。和牛から繁殖牛というふうにあります、それぞれ計算していただくとうすぐわかるような形になっております。繁殖牛は月齢ですね、月齢がありまして、2歳から7歳までは100%、それに対して、10カ月齢とか、それぞれの月齢、年齢によってその割合が違ってくると、こういうことになります。それに対して、右の方の血統評価とか、資質評価とか、繁殖能力とか、妊娠牛であるかどうかとか、全共の代表かどうかとか、そういうふうですね、ものをこれに加算をします、いう加算をして、そして、評価額にすると、そういう計算方法であります。それで、12ページにはその牛がAなのかBなのかCなのかと、13ページはそういう場合のそれぞれの計算例が書いてあります。こういう計算になるということを見ていただければいいと思います。酪農についても、そういうことございまして、14ページから酪農があるわけであり、下の表のですね、育成牛導入にかかる、飼育日数、導入価格、経費と書いてありますけど、この経費の600円、その下も600円ですが、これは経費の助成を行う、ですから、飼育日数に応じて、導入の場合は300日した場合は、600円かける300日で18万を加算する、それで53万ということになると、こういうふうですね、見ていただければいいかというふうに思います。それと、肥育牛とか経費の欄につきましては、経費助成ということで、単価が1、飼育日数が1日の場合はということで書いてございますので、あとで一つごゆっくりご覧をいただいたらというふうに思っております。それで、18ページまで、そういうことで試算例が出ておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

それから、次の19ページでございますが、埋却処理進捗の状況でございます。先ほど一部申し上げましたが、患畜につきましては、表1の割合の欄を見ていただきたいと思っております。処理件数が86%、処理頭数で92%ということになっております。それで、一応、6月の17日までには終わりたいということの予定であります。

それから、真ん中ですが、土地の状況につきましては、埋却済みの処理面積、ワクチンはまだでありますけども、埋却処理面積が28町2反、総計欄、左から2行目です。28町2反、面積的には36町4反要ると、未処理の、これはワクチンを含めてであります。未処理面積があと8町2反ほど要ると、で、8町2反要りまして、現在確保しているのが2町6反ほど確保しているということでございまして、あと5町6反ほど見つけにやいけないということでありますが、ワクチン農家についてはですね、一部共同埋設をやる場所以外、まだ今からということでございます。そういうことで、あとがですね、5町6反ほど必要になる。そういうふうにお考えいただければいいかと思っております。

それから、ワクチンの接種は、一番下ですが、138戸、総頭数牛豚合わせまして2万1,530ということで、埋却終了を7月の5日程度にですね、一応想定をしているということで、できるだけ早くという考え方にいたしておるところでございます。

次に、20ページですが、現在全国から寄附金等をいただいているところでございます。今ですね、2億350万円程度の現金をいただいております。それで、現在までに配分いたしましたのが、

一番最初はJAがやりまして、30万ほどやりましたが、これがまあ、157戸ほどやられております。4,710万程度、で、後がずっと出てきておりますので、JAとしてはどういうふうにされるのかわかりませんが、近く理事会でいろいろ検討されるというふうにはうかがっております。

それから、町では30万ほど配分をいたしております。まだ全員配布が済んでおりませんが、対象としては、312戸で、9,360万ほどが町の義援金から配布しました。

それから、あと、今県のやつを併せてやっておりますが、318戸、ちょっと県の対象と町の対象が若干数字が違いますけれども、これが6,320万ということでありまして、今のところ2億430万ほど配布をするということを進めているところでございます。

それから、次にですね、支援物資の関係につきましてであります。もう本当にたくさんのおものをいただいております。多いものは、ドリンク類が多い。それからタオル。そういうものが非常にたくさんいただいております。ネット等でいろいろ、ツイッターとかですね、そういうもので見られて支援をいただいております。かなり集まっております。毎日タオルは使い捨てに取り扱いをいたしております。自衛隊とか作業員の皆さんに配布をして使っていただいております。

それから、20ページであります。配分委員会の関係についてであります。考え方といたしましては、どの程度集まるかというのは想定もしていなかったわけでございますけれども、予想以上に寄附をいただいているということでございます。この第1条でございますが、直接または間接的に被害を受けた農家及び団体等に対して、全国から寄せられた支援金等を善意を尊重し、生活及び経営再建を目的として公平かつ効率的に配分するため、ということで、配分委員会を下の皆さん方で設定をいただいております。それで、今回、先般配分委員会を開催をいただきまして、勤めていただいていた従業員等が解雇されたというような方等もかなりいらっしゃるわけですが、まだ、いくら、何人というのが把握できておりませんけれども、現在はですね、この口蹄疫対策に、慣れていらっしゃるということから、勤務をしていただいております。その他の先ほどちょっと申し上げましたが、要望として上がってきたのが、削蹄師とかですね、その他人工授精師とか、そういう皆さん方もそうだとするようなこと等ありまして、そこあたりをどう取り扱うかと、こういうことの中で、検討をさせていただきたいと思っております。より有効的に支援金を活用するという意味ではそういう考え方です。それと合わせて、これほど町全体が疲弊をいたしておりますので、その全体的な活性化を行うことと併せて、今後の経営再建に向けての対応に、今後ですね重点を置いた対策を考える必要があるんじゃないかなと、そのように考えておるところでございます。

次に、22・23ページであります。口蹄疫対策特措法の関係であります。今、総理大臣も含めて、全面的に国が支援すると、こういうことですが、そういうことでいろいろ公表されておりますので、私たちもですね、それに沿って努力をしていきたいと思っております。なお、6条の(7)であります。牛豚等家畜の所有者に対する手当金等について、所得税、法人税の非課税措置を行うと、こういうことも行われるということでございます。

以上、ちょっと長くなりまして恐縮でございますが、西都児湯、それから宮崎・延岡等入れました対

策連絡協議会を設置をいたしております。そういう中で、まだ若干不明なところ、もっと対応が必要なところ等についての要望事項を取りまとめながら、国・県に対して要望をしていくと、こういうことでの取り組みも、今いたしておるところでございます。また、議会の皆さん方からも、国・県に対しての要望もそれぞれ提出をいただきましたことにお礼を申し上げたいと思っております。

終わりにですね、あらかたの計算というわけでもないんですが、今後ですね、導入をしていく場合、今の殺処分をされた頭数でこの導入をするということになりました場合に、36億から40億ぐらい要ると、導入資金としてですね、要るんじゃないかと、そう思っております。で、そういうことの中で、どうしていくかということになるというふうに思っております。例えば金融支援だとか導入の助成だとかするにしてもですね、かなりの金額がかかるということでございます。そういうことから、いろいろのですね、政策的なものを十分検討して、短期ということにはならないと思しますので、5年くらいを一つの目途としてですね、対応していくことを考えていかなければいけないんじゃないかと、そのように思っております。助成措置だとか金利助成だとか、いろいろ単純に計算しましてもですね、やはり、4～5億はかかるんじゃないかと、いうようなですね、ことであります。これは本当にあらかたの話で計算しておるだけですので、その、「こうじゃ」という話ではありませんけれども、また、そこまでやるかどうかというですね、決断も必要になるわけでございますが、相当かかることには間違いはないと、そう思っているところでございます。

以上、大ざっぱな話を申し上げたわけではありますが、7月の始めには一応終わると、それから、中間払いもされます。それまでにされると思しますので、そうすると、頭数とか、いろんなものが出てまいります。そして、当初申し上げましたような経営再建対策をですね、それぞれに計画をしながら、その中で、どの程度の予算が必要になるのか、それから、その他の産業、商業・土木等ですね、そういう事業が疲弊をしていかないように対策をやるにはどの程度が必要なのかと、そういうこと諸々あるわけでございますが、できるだけ早く検討をしてですね、できれば8月くらいには臨時議会をお願いして、そういうような対策について検討をしたらどうかと、そう思っております。特別委員会も設置いただいておりますので、できますなら一緒にですね、計画を練っていくというようなことで進めさせていただいたらと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。以上でございます。

議長(川越 忠明君) 以上で、「口蹄疫発生に係る報告」について終わります。

日程第 5 議案第31号 「川南町職員給与の一部控除条例を定めるについて」

日程第 6 議案第32号 「川南町一般職の職員の給与に関する条例及び川南町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」

日程第 7 議案第33号 「川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

日程第 8 議案第34号 「川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について」

日程第 9 議案第35号 「川南町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の

一部改正について」

以上、5議案を一括議題とします。朗読は省略します。本5議案について、提案理由の説明を求めます。

町長(内野宮 正英君) それでは、議案の提案理由のご説明を申し上げます。

議案第31号は、地方公務員法第25条第2項の規定に沿うよう、給与から保険料や貸付返済金等を控除して支払うことができる事項を条例で定めるものでございます。

次に、議案第32号は、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第119号)第41条により、「地方公営企業労働関係法」が「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に題名が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第33号は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、平成22年6月30日から施行されることに伴い、川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第34号は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、平成22年6月30日から施行されることに伴い、川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第35号は、平成22年4月1日から川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例が施行されたことに伴い、川南町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上5議案、詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますのでよろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長(川越 忠明君) 補足説明があればこれを許します。

総務課長(吉田 一二六君) 議案第31号から議案第35号につきまして、その補足説明を申し上げます。

議案第31号は、地方公務員法では、「職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、直接支払わなければならない」と規定されております。条例の根拠によることなく給与からの控除(チェック・オフ)を行っている団体については、その適正化について、平成22年5月総務大臣政務官より宮崎県総務部市町村課を通じて速やかに是正に取り組むよう通知されたところです。このことを踏まえまして、給与を支払う場合において、その給与から控除できるものの範囲を条例で定めるものでございます。第2条で控除する項目を具体的に掲げております。

次に、議案第32号は、「地方公営企業労働関係法」が「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に題名が改正されたことにより、第1条及び第2条で、引用法律名及び引用条文の改正を行うものでございます。

次に、議案第33号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、平成22年6月30

日から施行されることに伴いまして、川南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。第2条及び第9条は、「職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができる」とする改正でございます。

なお、第2条及び第9条で削除されている号につきましては、関係規定の改正により法律に直接に規定されることとなり、その規定を整備するものでございます。

第2条の2は、「人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間を57日間」と規定するものでございます。

第3条第1号は、第5条の改正に伴い、規定を整理するもので、同条第4号は、「夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後、3月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができる」とする改正でございます。

同条第5号は、「子の出生の日から一定期間内(57日間以内)に、最初の育児休業をした職員は、特別の事情がない場合であっても再度の育児休業をすることができるよう法律が改正されたことに伴い、字句を整理するものでございます。

第5条は、「職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取消事由には当たらない」とする改正でございます。

第10条第1号及び第4号は、第13条の改正に伴い、規定を整理するもので、同条第5号は、「夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児短時間勤務をした後3月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても育児短時間勤務をすることができる」とように改正をするものでございます。

第13条は、「職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に、職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取消事由には当たらない」とする改正でございます。

第14条の表給与条例第11条の2第2項第2号の項は、規定を整理するもので、同条の表給与条例第14条第4項及び第5項は、「育児短時間勤務職員に係る時間外手当の支給割合」について改正するものでございます。

第19条は、「職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができる」とよう改正し、非常勤職員に関する規程を整理するものです。

第20条は、第19条の改正に伴い、規定を整理するものです。

附則第1条は、条例の施行期日を平成22年6月30日とし、第2条において、改正条例の施行日前に申し出た再度の育児休業等計画書についての経過措置を講じております。

次に、議案第34号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、平成22年6月30日から施行されることに伴い、川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものです。

第8条第2項は、「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務を

させてはならないこと」を新たに規定しまして、第3項以降については第2項の新設に伴う引用規定の整理を行うものでございます。

第12条第1項第3号は、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第119号)第41条により「地方公営企業労働関係法」が「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に題名が改正されたことによる改正でございます。

次に、議案第35号は、平成22年4月1日に月60時間を超える時間外勤務に対する時間外勤務代休時間が創設されたことに伴いまして、その時間外勤務代休時間を職員団体のための活動をすることができる期間に充てることができるよう改正するものでございます。

第2条第1号及び第3号は、規定を整備するもので、第2号は、時間外勤務代休時間を新設し、整備するものでございます。以上で、補足説明を終わります。

議長(川越 忠明君) 以上で、提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第10 議案第36号 「平成22年度川南町一般会計補正予算(第3号)」

日程第11 議案第37号 「平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」

日程第12 議案第38号 「平成22年度川南町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)」

日程第13 議案第39号 「平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)」

日程第14 議案第40号 「平成22年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」

以上、5議案を一括議題とします。朗読は省略します。本5議案について、提案理由の説明を求めます。

町長(内野宮 正英君) 議案第36号から議案第40号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

議案第36号は、口蹄疫の防疫関連予算を中心に、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,986万3千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ66億2,040万8千円とするとともに、地方債の補正を行うものでございます。

それでは、その主なものにつきまして第1表の歳入から順を追ってご説明申し上げます。

まず、歳入であります。国庫支出金は、幼稚園・保育所耐震対策緊急支援事業39万5千円を計上しました。

県支出金は、981万6千円の減額で、まちづくり交付金事業3,000万円を減額し、新型インフルエンザワクチン接種事業に22万6千円、経営体育成交付金1,995万8千円を計上しました。

寄附金は、口蹄疫被害に対する地元経済活性化のための支援として義援金の中から1,000万円の配分の受け入れと、ふるさと納税分635万円を計上しました。

繰入金は、財源調整のため、7,583万4千円を計上し、諸収入に魅力ある商店街づくり助成事業2,100万円を計上いたしました。

町債は、まちづくり交付金事業分を増額し2,610万円を計上しました。

次に歳出について、ご説明申し上げます。

総務費は、2,993万3千円の増額で、魅力ある商店街づくり助成事業2,100万円が主なもので

ございます。

次に、民生費は、財源更正を行うものでございます。

衛生費は、265万円の増額で、主なものは、予防接種委託料128万5千円、産休代替賃金110万8千円を計上しました。

農林水産業費は、7,728万円の増額で、経営体育成交付金事業に1,995万8千円、口蹄疫対策費、5,732万2千円を追加計上するものでございます。

商工費は、2,000万円の計上で、口蹄疫被害に関する地元経済活性化事業補助金を計上しました。

第2表地方債の補正につきましては、まちづくり交付金事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議案第37号は、歳入歳出それぞれ163万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を23億6,287万7千円とするものでございます。

まず歳入では、今年度は一人当たりの国民健康保険税を前年度と同額とし、本算定により、減額計上いたしました。本町の医療費は、県下では下位のランク付けにありますが、本町国民健康保険事業特別会計は厳しい状況にあり、昨年度やむなく大幅な値上げをお願いをしました。その結果、昨年度においては、必要額に応じた歳入を得られることができました。本年度も大変厳しい状況ではありますが、据え置きということで算定をいたしました。医療費給付費交付金、前期高齢者交付金は、それぞれ定率により算定し、増額計上し、繰越金として4,127万2千円を増額計上いたしました。

歳出では、制度改正システム改修委託料155万4千円、後期高齢者支支援金を定率により算定し、増額計上しております。

次に、議案第38号は、歳入歳出それぞれ699万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を710万8千円とするものでございます。

歳入としては、前年度繰越金699万8千円を増額計上し、前年度老人医療費交付金返還金精算不足額699万8千円を追加計上したものです。

次に、議案第39号は、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億406万1千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金111万9千円、支払基金交付金120万円、県支出金50万円、繰入金118万1千円をそれぞれ増額するものであります。

歳出につきましては、保険給付費を400万円増額するものであります。

次に、議案第40号は、歳入歳出それぞれ40万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億4,837万7千円とするものでございます。

歳出としては、前年度繰越金40万5千円を増額計上し、過年度保険料負担金精算による不足額40万5千円を追加計上したものです。

以上5議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく

ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長(川越 忠明君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時49分休憩

午前10時59分再開

議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長(内野宮 正英君) 訂正とお詫びを申し上げたいと思います。5ページであります、5ページの11行目の後ろの方です。制度改正システム改修委託料155万2千円と申し上げたそうでございます。4千円の訂正であります。申し訳ありません。その上だそうであります。繰越金です。4,127万4千円を、4,127万2千円と申し上げたそうでございます。訂正をさせていただきます。それから、もう1カ所、6ページの6行目、の歳入歳出予算の総額のところでありますが、歳入を歳出と申し上げたそうでございます。歳入でございますので、訂正をさせていただきます。以上です。

議長(川越 忠明君) 補足説明があればこれを許します。

総務課長(吉田 一二六君) 議案第36号の歳入及び総務課に関連します歳出について、その補足説明を申し上げます。

8～9ページをお願いいたします。

14款2項1目 総務費県補助金のまちづくり交付金事業3,000万円の減額は、前年度までに交付額を超えて交付されたことに伴いまして、本年度は交付されなくなりまして、減額をするものでございます。

16款1項1目 一般寄付金の1,000万円は、口蹄疫発生に伴い疲弊しております地域経済の活性化のための支援金として、川南町口蹄疫対策支援金配分委員会より配分の決定を受けましたので地元活性化事業の資金として計上いたしました。

2目ふるさと納税635万円は、寄附の申し出がされている額を計上しております。

17款2項1目 財政調整基金繰入金7,583万4千円は、財源調整によるものでございます。

10～11ページをお願いいたします。

19款5項3目 雑入2,100万円は、当初、商店街街路灯整備工事費の事業費は、まちづくり交付金事業(補助率10分の4)でございますが、これを充当する計画でありましたが、要望してありました魅力ある商店街づくり助成事業(10分の10)が採択となりましたので、計上するものでございます。

20款1項 町債2,610万円は、まちづくり交付金事業の減額により増額するものでございます。

なお、各歳入項目で、歳出と関連する部分につきましては、それぞれ関係所管課等が歳出の方でご説明いたします。

12～13ページをお願いいたします。

2款1項5目財産管理費25節 積立金は、全国からふるさと納税として寄付をされた資金を基金に積立てるものでございます。

4項3目 参議院議員選挙費18節 備品購入費258万3千円は、口蹄疫の防疫のため、開票事務従事者数を減らすこととしておりまして、自書式自動読取機1台を導入するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

総合政策課長(諸橋 司君) 議案第36号総合政策課関係について、その補足説明を申し上げます。

12、13ページをお願いします。

2款1項6目13節 委託料2,100万円は、魅力ある商店街づくり助成事業の委託料の予算計上で、トロントロン2番街、3番街に街路灯65基を設置予定でございます。

16、17ページをお願いいたします。

7款1項2目19節 負担金補助及び交付金2,000万円は、口蹄疫被害に関する地元経済活性化事業でプレミアム付き商品券の補助金の予算計上でございます。

以上で、補足説明を終わります。

健康福祉課長(米田 正直君) 議案第36号健康福祉課関係について、その補足説明を申し上げます。

12～13ページをお願いいたします。

4款1項2目 予防費146万9千円の増額は、当初予算では新型インフルエンザワクチン接種事業を計上してなく、平成21年度の繰越明許費でという県の指導でありましたが、年度末に平成21年度は繰越をしないということが決定され、平成22年度の当初の対応として、従来の予防接種事業の予算を流用して6月補正でということになり、今回計上させていただきました。

予防接種委託料から新型インフルエンザワクチン接種事業に128万5千円流用してまいりましたので、その分を計上しております。

新型インフルエンザワクチン接種事業の役務費の通信運搬費に5千円の流用をしておりましたが、7千円の不足が見込まれるため、また、手数料に3万円の流用しておりましたが、2万3千円の不足が見込まれるための計上でございます。

扶助費に25万円の流用しておりましたが、15万4千円の不足が見込まれるための計上をいたしております。

14～15ページをお願いいたします。

4款1項7目 保健センター管理費の需用費7万3千円の増額は、平成22年度から保健センターの機能充実ということで、事務室を移転したことに伴い、諸々整備をさせていただいたのですが、事務室の照明がまだ未整備であったために、今回、照明の修繕料として計上いたしました。

以上で、補足説明を終わります。

農林水産課長(押川 義光君) 議案第36号農林水産課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

14、15ページをお願いいたします。

6款1項3目19節 負担金補助及び交付金でございますが、1,995万8千円は、経営体育成交付

金事業といたしまして、新規就農者がパイプハウスを設置する事業に対しまして、400万円、融賢主体型補助事業としまして、9戸の農家がそれぞれ農業機械等の導入を行う事業に対しまして、1,595万8千円を補助するものでございます。

6目11節 需用費は、口蹄疫撲滅を目指し、今後とも継続して防疫作業に従事するため、防護服や消毒ポイント用の消毒薬等を購入するものでございます。

13節 委託料は、消毒ポイントにおける警備、消毒作業等の委託を行うためのものでございます。

14節 使用料及び賃借料は、散水車、バルーンライト等の賃借料でございます。

22節 補償補てん及び賠償金は、殺処分された家畜の埋却処理地周辺で、井戸水しかない家庭に対し、上水道敷設を行うための費用を計上いたしました。

以上で、補足説明を終わります。

議長(川越 忠明君) 以上で、提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第15 議案第41号「新たに生じた土地の確認について」

日程第16 議案第42号「新たに生じた土地の確認について」

日程第17 議案第43号「字の区域の変更について」

日程第18 議案第44号「字の区域の変更について」

以上4議案を一括議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

町長(内野宮 正英君) 議案第41号から議案第44号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

議案第41号は、川南漁港区域内の公有水面理立により、川南町大字平田字四海5053番1、5053番2並びに川南町大字平田字持場5109番1、5109番2の地先に新たに生じた土地を確認するについて、議案第42号につきましても、川南町大字平田字四海5053番1、5053番10、5053番11並びに川南町大字平田字持場5109番1、5109番2の地先に新たに生じた土地を確認するについて、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第43号は、川南漁港区域内の公有水面理立により、川南町大字平田字四海5053番1、5053番2並びに川南町大字平田字持場5109番1、5109番2の地先に新たに生じた土地の字区域の変更について、議案第44号につきましては、川南町大字平田字四海5053番1、5053番10、5053番11並びに川南町大字平田字持場5109番1、5109番2の地先に新たに生じた土地の字区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上4議案、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長(川越 忠明君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第19 諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」

を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

町長(内野宮 正英君) 諮問第1号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

この諮問は、人権擁護委員の栖本ヤス子氏が9月30日をもって任期満了となりますので、その後任として、杉田シゲ子氏を推薦したくご提案するものでございます。

杉田氏は、昭和53年10月に川南町役場に入庁され、平成22年3月に退職されるまでの永きにわたり、保育士として本町児童福祉行政に携われました。

杉田氏は、人格識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として適任でございます。

ご同意いただきますようお願いいたします。

議長(川越 忠明君) ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長(内野宮 正英君) 昭和43年10月に川南町役場に入庁され、という段がありますが、53年と申し上げたそうでございます。43年でございますので、訂正させていただきます。

日程第20 諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」

を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

町長(内野宮 正英君) 諮問第2号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

この諮問は、人権擁護委員の昇高大禅氏が9月30日をもって任期満了となりますので、その後任として、永友郁央氏を推薦したく提案するものでございます。

永友氏は、温厚実直で人格識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として適任でございます。

ご同意いただきますようお願いいたします。

議長(川越 忠明君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第21 報告第1号 平成21年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算について

を議題とします。朗読は省略します。本件について、提出者の説明を求めます。

町長(内野宮 正英君) 報告第1号平成21年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算についてご説明申し上げます。

この報告は、平成21年度川南町一般会計補正予算(第8号・第10号)の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、安全安心な学校づくり交付金事業、新型インフルエンザ接種事業等の繰越明許費につきまして、翌年度の繰越額が平成21年度川南町繰越明許費繰越計算書のとおり確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。以上です。

議長(川越 忠明君) ただいまの報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。みなさんお疲れ様でした。

午前11時16分閉会

平成22年第4回(6月)川南町議会定例会会議録(2日目)

平成22年6月15日(火曜日)

本日の会議に付した事件

平成22年6月15日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第31号 川南町職員給与の一部控除条例を定めるについて
- 日程第2 議案第32号 川南町一般職の職員の給与に関する条例及び川南町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第33号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第34号 川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第35号 川南町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第36号 平成22年度川南町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第37号 平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第38号 平成22年度川南町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第39号 平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第40号 平成22年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第41号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第12 議案第42号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第13 議案第43号 字の区域の変更について
- 日程第14 議案第44号 字の区域の変更について

出席議員(15名)

1番 林田 幸雄 君	2番 徳弘 美津子 君
3番 長野 義勝 君	4番 黒木 則人 君
5番 今井 伸二 君	6番 江藤 和利 君
7番 内藤 逸子 君	8番 竹本 修 君
9番 中村 守 君	10番 米山 知子 君
11番 山下 壽 君	12番 久木野 清人 君
13番 濱本 義則 君	14番 河野 幸夫 君
15番 川越 忠明 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	内野宮 正英 君	副町長	蓑原 敏朗 君
教育長	佐藤 賢一郎 君	会計管理者・会計課長	佐藤 むつ子 君
総務課長	吉田 一二六 君	総合政策課長	諸 橋 司 君
農林水産課長	押 川 義 光 君	農村整備課長	横 尾 剛 君
建設課長	村 井 俊 文 君	上下水道課長	河 野 秀 二 君
農業委員会 事務局長	高 松 秀 樹 君	教育総務課長	永 友 好 典 君
生涯学習課長	吉田 喜久吉 君	税務課長	篠 原 浩 君
町民課長	佐 藤 弘 君	環境対策課長	黒 木 秀 一 君
健康福祉課長	米 田 正 直 君	代表監査委員	三 角 巖 君

午前9時00分開会

議長(川越 忠明君) おはようございます。開会前に申し上げます。本日、共同通信社の方から議場内の撮影許可について申請がありましたので、傍聴席からの撮影を許可しました。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第 1 議案第31号 「川南町職員給与の一部控除条例」を定めるについて

日程第 2 議案第32号 「川南町一般職の職員の給与に関する条例」及び「川南町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部改正について

日程第 3 議案第33号 「川南町職員の育児休業等に関する条例」の一部改正について

日程第 4 議案第34号 「川南町職員の勤務時間休日および休暇に関する条例」の一部改正について

日程第 5 議案第35号 「川南町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例」の一部改正について

以上、5議案を一括議題とします。

これから、本5議案について質疑を行います。質疑はありますか。

議員(内藤 逸子君) 議案31号について、強制的な引き去りということは起きないのかどうかということですね、議案35号ですが、どういう人を指すのか具体的に教えていただきたいということ。それと、このことは組合と協議をしているのかどうかについてお願いします。

議長(川越 忠明君) 声を大きく。

議員(内藤 逸子君) 議案第31号についてですが、強制的な引き去りということはないのかどうか。それと、35号については、どういう人を指しているのかというのがわかりませんので、具体的にどんな方を指しているのかというのを教えていただきたいということと、この関係条例は、労働組合との協議はなされたのかということをお尋ねします。

総務課長(吉田 一二六君) 内藤議員のご質問にお答えしたいと思います。まず、議案第31号でございますが、これに関しましてはですね、本人の申し込みの方でやって行きたいというふうになっております。それから議案第35号でございますが、組合の方がされる場合ですね、そちらの方を想定してるところであります。それから、組合との、この件に関しましてはですね、直接組合、今回の場合は組合とやっておりませんけれども、今までに色々話し合った中のことですね、今回、整備をするものでございます。以上です。

議長(川越 忠明君) よろしいですか。はい、他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。お諮りします、ただいま議題となっております議案を、慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(川越 忠明君) 異議なしと認めます。従って、議案第31号から議案第35号は、総務常

任委員会に付託します。

日程第 6 議案第36号 「平成22年度川南町一般会計補正予算(第3号)」

日程第 7 議案第37号 「平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」

日程第 8 議案第38号 「平成22年度川南町老人保険事業特別会計補正予算(第1号)」

日程第 9 議案第39号 「平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)」

日程第10 議案第40号 「平成22年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」

以上5議案を一括議題とします。これから本5議案について質疑を行います。質疑ありませんか。

議長(川越 忠明君) 町長から申し出がありますので、これを許します。

町長(内野宮 正英君) おはようございます。先般の提案理由を申し上げましたときに中身の誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。提案理由のですね、11ページでございます。報告第1号のですね、平成21年度川南町一般会計繰越計算についての新型インフルエンザ接種事業等の繰越明許費についてという事項があるわけでございますが、誤りがございましたので次のように訂正をさせていただきたいと思えます。新型インフルエンザ接種事業につきましては、3月の補正において繰越の手続きをしておりましたが、県の指導で繰越をしないということになりました、専決予算で減額をしておりました。今回の繰越計算書において、その提案理由の報告の中に、誤って報告をいたしましたので、お詫びをして削除をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長(川越 忠明君) これから5議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

議員(濱本 義則君) 議案第36号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第3号)」について、2点ほどご質問させていただきます。農林水産業費第6款、農業振興費の件でございます。この中におきまして、新規就農者補助事業補助金という形で400万上がっております。今までこの新規就農者に対してはですね、ソフト的な支援がずっと行われておりました。今からもこれはあると思えますけれども、今回の説明によりますと今回の補助金がいわゆるあの、なんてんですか、ハウスの製作費というような形のもので今までとちょっと違うのかなというふうな解釈はしておりますけれども、この対象者がですね、今まで新規就農者の助成をして新しく農業に参入された方に対しての補助なのか、それともそういったことは全く関係なく、どなたでも受けられる補助金なのかというのが1点でございます。続きまして、口蹄疫対策費という形が出ております。大変なことではございまして、いろんな形で出費を伴っております、私たち、ま、一生懸命勉強させていただいておりますけれども、これはま、町だけで済む問題でもないし、国だけでもする問題でもない。その中において、いろんな作業が行われていると。で、この作業に関しては国の責任だ、この作業に関しては県の責任だ、これは地方自治体の責任だというふうな明確にされ、あの、よくわからないわけです。その辺がお分かりであれば教えていただきたい。そして、その分において、その負担はどこがすべきなのかというのなかなか私としては分かりにくいところがあるわけです。で、そこへんは、分かりましたら教えていただきたいというふうに思っております。以上です。

農林水産課長(押川 義光君) ただいまの濱本議員のご質問にお答えいたします。今回の事

業に関しましては、先程ご質問がありました、ご質問と私の提案理由の説明の中で申しましたとおり、新しく、新規に農業を始めるといふ方に対しての補助ということございまして、今回の分ですね、ハード分としまして、提案理由でも申しましたとおり、パイプハウスを建設されると、総事業費としましては、2,500万程度でございますが、こういう事業に対しての2分の1が補助されるということではございますが、ただ上限につきまして400万を上限にしますと、ということがございます。そういうことでですね、これから新たにハウスを始めようという方が、ハウスを取得して、それから事業をやるといふときにですね、こういう補助金が出るというところでございます。それからもう1点、口蹄疫に関しまして、国の責任、県の責任の明確化はあるのかというご質問でございましたが、これにつきましては、基本的に家畜防疫、まあ、国の指示に従いまして、県の家畜防疫員、この家畜防疫員というのは、獣医師でございますが、県職員であり、県職員の獣医師の方々が、家畜、県知事が定める家畜防疫員という形になっております。それで、現在の消毒等につきましては、県の指示によるものと自主的に川南町が独自に設置している分というものがございます。それぞれ県の設置というのが、国の設置が主に国道関係は国が設置しております。で、県道なり主な主要ポイントにつきましては県の負担で行うというようなことを行っておりますが、川南町内のそれぞれのですね、ポイント、現在24カ所です、消毒ポイントを設けて行っておりますが、この24カ所のうちですね、ボランティア、ほとんどボランティアとか農政局の職員でやっておりますけれども、ここの部分の町道部分の分をですね、川南町が自主的な消毒ポイントと定めまして、そこで行っていくという関係上ですね、この分については川南町の負担ということになっております。それで十分検討いろいろ重ねておりますけれども、最小で最大の効果を上げる大きなポイントだけをですね、今絞って消毒を行っているというところでございます。また、埋却とかですね、その他の蔓延させないための、擬似患畜の埋却、これに関しましては、埋却費用全てをですね、県が負担しております。ただ、それにまつわるですね、人的な加勢をいただいておりますが、その自衛隊の宿泊とか、そういう間接的な部分については県と町がですね、話をしながら負担区分を明確にして負担しているという状況でございます。それから、先程申しましたとおり、現在、県の職員あるいはボランティアの職員、ボランティアの方々、あるいは農家でですね、口蹄疫の発生が終わりまして、ま、1週間程度たった農家の方々にはですね、いろいろと、賃金職員というような形でですね、来ていただいております。日当を払ってきております、来ていただいておりますが、その方々の日当等につきましては、全て先程申しましたとおり、埋却関係の費用ということで、え、全て県が負担していると、もちろん重機関係も全て県が負担ということになっております。ただ、一つだけ我々の負担にどうしてもなっていくのがですね、消毒ポイントが先程言いましたとおり、消毒ポイントが自主的についで言うこととありますので、給水車等がですね、どうしても町の負担というような区分になっております。以上概略でございますが、そういう役割分担、費用負担になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

議長(川越 忠明君) 他に質疑ありませんか。

議員(黒木 則人君) 川南町一般会計補正予算(第3号)の9ページでございますが、14款、16款ですね、一般給付金で川南町口蹄疫支援配分金として、1,000万やられております、その下の

ふるさと納税も、6,635万あるわけですけども、これを例年として、上は何ですけども、下はどのくらいの割合で増えているのか、また、変わらないのかちょっとお聞きしたいと思います。

総務課長(吉田 一二六君) 黒木議員のご質問にお答えしたいと思います。16款の一般寄附金でございますが、この分に関しましてはですね、例年にはない増額ということですね、見込んでおります。それから、ふるさと納税でございますが、昨年にはですね、多分50万程だったと思いますけども、今回はですね、それに増して口蹄疫関係ということですね、口蹄疫に関すること、また、川南町に関するということですね、635万ということですね、今のところ申し出が出ているところでございます。大変増えておりまして、感謝をしているところでございます。

議員(黒木 則人君) 昨年度より大分増えているというようなことでございますが、大変うれしいことでありますけども、これをそのまま基金に積むというようなことになってくると思うんですが、基金の積むその目的ですね、何のために基金をいろいろな基金があるわけですけども、その基金の使い道と申しますか、目的と申しますか、そこはどうなっておるのでしょうか。

総務課長(吉田 一二六君) 再度お答えしたいと思います。現在ですね、基金の方には前年度分が、積み立てをしているところでございます。で、金額にしてあんまり多くないということございまして、今回ですね、一応今年度中にはですね、たくさんのふるさと納税が出るものというふうに考えております。それを基金に積みましてですね、その用途についてはですね、川南町に関する事業等にですね、今何をするかということはちょっと言えませんけれども、一応検討させていただいて、事業を取り組んで行きたいというふうに考えております。

議員(黒木 則人君) まだ、確定しちやらんというようなことですが、有効にですね、使っていたかなければならないというふうに思います。口蹄疫については、最後に総括的な大きな問題があると思うんですけども、これまで、ここまでですね、もう、菌が繁殖して、川南から牛・豚がいなくなるわけですけども、その結果ですね、こうして多くの人に迷惑ばかりかけて、義援金、見舞金が来ているわけですが、これは、この見舞金は一般会計に入るのですか。それとも、別会計でそれは別にお使いになるわけですか。そこを一つ教えていただきたいと。できますことなら、中間的でも、ここまで口蹄疫が増えたということについて、いろいろな問題が指摘されておりますけども、町長がもし何か回答があればですね、ここで承りたいというふうに思います。以上です。

町長(内野宮 正英君) 現金はですね、基本的なことで申し上げれば、口蹄疫にかかる希望的には農家の支援、というようなことが中心にはなっていると、いうことでございます。で、今、全体的にですね、畜産だけでなく、その他の商業等、あるいは畜産関係に関わっている皆さん方、いろいろな立場で非常に疲弊をしているという実態がございます。そういうこと等をですね、私どもが基本的に考えなきゃいけないのは、やはり経営再建であります。従って経営の再建、それから、そういうその他の産業のですね、やはり、疲弊に伴う対応というようなこと等をですね、平行して考える必要があると、そう思っております。結果から言えばですね、やっぱり義援金をしていただいた皆さん方に、そのおかげで川南町全体がですね、やはり、元気が出ましたと、そういうような報告ができるような、やっぱり使い方をしていくということが大事じゃないかなと、そう思っているところでございます。

議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。

議員(江藤 和利君) 議案第36号平成22年度川南町一般会計補正予算(第3号)について質問をさせていただきたいと思います。まず、歳出の12ページ、2款1項6目まちづくり交付金事業です、ここで3,000万の減額になっております。その中で、2,610万起債を起こしてる。そして390万一般財源から出しております。減額になった分をですね、町単独でやると、そういう形の組み方をしております。それと同時に町長が提案理由の説明の中で、町債はまちづくり交付金事業分を増額し、2,610万円を計上いたします。これがどうしても理解できない。この説明を一つお願いいたします。それから、14ページ、6款1項6目、この中でですね、予算はちょっと計上してないわけなんですけど、この前、都城・宮崎でまた発生、新たにしています。この中でワクチン接種をした家畜がですね、全頭と殺、または殺処分してから3カ月発生がなければ、国際の事務局より清浄国の復帰の申請をすることができると、全て埋却が済んで、清浄国に申請した後にですね、川南町で先ほど出ましたように、牛豚が一匹もおらんなくなったわけなんですけども、その、再開のめどですよ、もし、早急にやる、いうことになれば、これは、豚でも牛でもですけど、おとりを入れて何カ月か養のうて、それで発生しなければですね、本格的に取り組むと、そういう形ですね、もし、順序、手立てがあればですね、方向だけでも結構なんですけど、一つお願いをしたいと思います。それから、16ページ7款1項2目、この件に関してはですね、ほんとにあの、これは畜産農家だけじゃなくして、商工業関係の全て、もうほんとに今、厳しい状況に置かれております。この対策に対してはですね、早急に取り組んでいただき、年末にはですね、新たな正月商戦案をですね、取り組んでいただきたいと、そういう思いでありますけど、ただ一つだけですね、この前、町長が、この前あの、口蹄疫の中で報告をしていただき、その中の第1条、川南町において発生した口蹄疫により、直接または間接的に被害を受けた農家及び団体等に対してということで、設置の目的が書かれております。この配分委員会の中で、川南町に1,000万の寄附と、一般、配分という形で決定をいただいておりますが、この団体というところからえ方したときですね、やはり、商工会にこの配分をしていただいて、別にやはり、川南町が、1,000万なら1,000万上積みをしてですね、商工会の方に町独自でまた1,000万やると、そういう方向の対策が取れなかったのかなという感じがするわけなんですけど、このへんに関しても、町長の、でないですね、前から出ております、社会福祉協議会はすぐ出るんですけど、川南町長でありながら社会福祉協議会の会長と、いう形で一回問題もあったわけなんですけど、そこへんの形とですね、今回の口蹄疫の義援金の配分、ま、ちいと似ておるような感じもしております。前、町長に、川南町に330戸農家があります。30万配布して9,900万という形で答弁をされた、あの、答弁でない、この報告の中でもいわれております。これは後から町が補助金を出すということではないですから、直接農家に渡すという形で言われたんですけど、このような方向で、商工会にやって上積みという形ができなかったもんか、そこへんを一つお願いいたします。

総務課長(吉田 一二六君) 江藤議員のご質問にお答えしたいと思います。魅力ある商店づくり助成事業の関係でございますけども、これに関しましてはですね、要望しておりました事業がですね、10分の10でございます。100パーセント補助ということでございますが、この事業が一応採択と

なりまして、その分を企画費の方で出していくという格好でしております。それから、減額を、3,000万円のまちづくり交付金の減額でございますけども、この件につきましてはですね、前年度までに、補助率を超えた金額で交付されてきておりました。その分をですね、交付されたということで、今年度はですね、その分がないということで一応減額をさせていただいたところでございます、で、起債の方に関しましてはですね、その分の減額ということで財源のためにですね、一応起債をするということを出したところでございますが、起債をせず、しなくてもですね、次、以前交付されていた交付金の分を積み立てておりますけども、そちらの方を使う方法もございました。しかしですね、現在、利率、起債の利率の方もですね、大変低くなっておりまして、将来的にはですね、増加すると、利率が上がっていくということ。それから、後年度にですね、畑かん事業の起債額もまた考えられることからですね、今回、起債の方で対応しまして、一応最終年度の方にですね、最終年度に基金を取り崩して、まちづくり事業の方にですね、充当していきたいということで、一応今回あの起債の方を計上させていただいたところでございます。

農林水産課長(押川 義光君) 江藤議員のご質問にお答えいたします。今後のですね、経営再開スケジュールというのが6月1日の県の会議の中で示されております。その時点の計画という中では、今後6月中旬までに、擬似患畜の殺処分終了、それから、ワクチン接種農家につきましては、全農場の殺処分終了が、その時点では、6月下旬から7月上旬という予定で説明されておりました。ただ、この、会議の後に都城、宮崎、日向というところにですね、発生いたしましたので、若干この日程は崩れるというふうに考えておりますけれども、昨日来新聞報道でも6月20日に擬似患畜の殺処分終了、で、ワクチン接種農家の殺処分を6月30日までに終了しなさいというような、県からの指示も来ております。それに合わしまして、本町のですね、状況としましては、擬似患畜の殺処分終了、先般の提案理由の中でも、報告の中でですね、ありましたとおり、十分6月20日は可能な状況に現在来ております。それから、ただ、ワクチン接種農家でございますが、国・県から6月末までにというようなことですね、来ておりますけれども、報告いたしましたとおりスケジュールを組んだときに、どうしても7月5日になってしまうと、というようなことで、先般から報告させていただいたように、戸数的にですね、川南町の戸数が129戸まだ残っております。ワクチン接種農家が129戸ございまして、牛が3,510頭、して、豚が9,327頭、ヤギとイノシシ合わせて52頭というようなですね、ことがございます。ま、そういうことから、それらの殺処分をとにかく集団埋却を進めて行うことにしておりますが、このスケジュールどおりにですね、県が示したスケジュールどおり行きましたときに、6月1日の会議の中では8月上旬に経営再開というような表現がされておりますけれども、今の状況下から考えたときに、もちろんこの状況は、2週間程度ずれ込むという予定と、それでもなおかつ川南町の中でもですね、先ほどお話のありましたとおり、おとりということでですね、やっていく必要があるのではないかとということで、現在、農協等とですね、協議しながら進めているところでございますが、具体的なですね、数字等につきましては、まだ、この段階でですね、発表できる状況でございせんが、いずれにしても、二度とこういうことを繰り返さないためにどうすべきか、というのをですね、一番念頭に置きながら、対処していきたいと、そういうことの中におとりの導入ということもですね、十分考慮していきたいというふうに

考えております。以上であります。

町長(内野宮 正英君) 江藤議員のご質問であります。今回はですね、2,000万という予算を商工振興対策費ということしておりますが、町予算を1,000万、義援金から1,000万繰り入れるということで、さしていただいているところでございます。問題は、これからの経営再開に向けてのやっぱり対策をどうして行くのかというのが、最大の課題であります。相当な予算が必要になってくるというふうに思っておりますが、そういうこと等を含めてですね、予算につきましては検討しながら、やってまいりたいと、このようなことで、江藤議員のご質問の趣旨のとおりのことやっているとご理解いただきたいと思います。

議員(江藤 和利君) あの、先ほどですね、この3,000万について、総務課等から説明が。やはり、2,610万については後で言いますけど、このやはり3000万、やはり減額して、先ほど言いました2,100万ですね、3,000万まちづくり交付金事業を10分の4、して、魅力ある地域交付金事業これは、10分の10と、これで2,100万という形で計上されてる。これは、本当にいいなとそういう感じがしておりますけど、やはり、3,000万はもう昨年使いましたよと、もう来ましたよと、今年は来ませんよと、そういう形の補足説明、提案理由の説明をされてる。だから、この3,000万を減額して、やはり900万で3,000万の分はですね、2,100万ででけたと、だから、この企画費のところはですね、900万減額になりましたよと、そういう方向で、やはり町行政が努力した結果、こういう方向の予算書ができましたと、そのような、やはり、やり方じゃないとですね、やはり、今後透明性を欠くと思うんですよ。先ほど総務課長がこの2,610万、畑かん、国の事業、今後12億円近く払わないかんですわね。それで今積み立て7,000万ずつしてますよね、それで6億積み立てになって、して、6億起債を起さないかん、この企画債を回すことができるんですか、畑かん事業に。今安いから、この2610万を借りたつを、畑かん事業もさっき言われましたが、企画債でその事業に振り替えができますか。衛生債を借りて水道事業債の方に回したりはしています。これは関連がありますよ。そのようなやはりね、その場しのぎのような答弁していただくと、今後、やはり問題があると思うんですよ。やはり、きちっとすべきはきちっとすべき。じゃないとですよ、ま、極端に言いますと、こら、3月の当初予算で組みます、そして、6月に当初予算で3,120万1千円だったと思うんですけど、地域バス支援事業費、土地利用、それとこのまちづくり交付金事業、計上しちよて3000万、ぼすっ落とすと、やはりこのような収入不足だから、辛い収入というそういうとらえ方もできるんですよ。やはりそこへんはきちっとしてですね、やはり、すべきことはしていただきたい。それと、先ほど、農林水産課の方から答弁がございました。この件に関してはですね、やはり、今回、いろいろと、県・国の方に要望を出していただいておりますけど、ま、川南町で670ヘクタールの転作をしております。その中で602ヘクタールがですね、飼料作です。水田利活用交付金事業が、今回飼料米、飼料稲に対して8万円出るということで、大変植え付けをされております。この利活用交付金事業ですね、ちょっと危ぶまれております。そこへんに対する国の流れですね、それはちょっとこう、まだ見えてこないんですね。そして、先ほど、こう、再開のめども言われましたけど、その中で、やはり農家においてですね、来年の今頃再開ができればいいなと、それが早い方じゃないと、そういう話も出ております。その中で、台風が来ればですね、これは

町長、台風が来れば、家は壊れます、すと、災害、あります。その中で、その条例もございしますが、地方税法のその323条、367条及び717条その規定に基づいての減免です、被害者に対する。そこへんも含めて考えがあればお伺いをいたしたいと思います。

総務課長(吉田 一二六君) 江藤議員のご質問に再度お答えいたしたいと思います。畑かん事業に充当できるかという質問でございますけども、畑かん事業の方にはあの、充当することはできません。ただし、基金で積み立てた補助金等をですね、そのときに基金を取り崩して、他の起債をあの、できるだけ抑えようとする事です、今積み立ててる分をそのときに一応充当しようかと、他の起債を抑えてですね、他の起債を抑えてですね、まちづくりの事業にやって行きたいというふうに考えております。

農林水産課長(押川 義光君) 江藤議員の再度の質問にお答えしたいと思います。先ほどございました、いわゆる転作に関する取り扱いにつきましては、川南町としましても、やはり、こういう事態の中で今後やっぱり再開するためにも、それから、国産、やはり自給率、飼料等の自給率を高めるためにもですね、今年度のこの事業は激変緩和そういう意味からも継続していただきたいと、いう要望をしておるところでございます。ただ、その返答につきましては、まだ、現時点では返ってきておりません。それから、経営再開がいつになるのかというのはもちろん大変心配しているところでございますが、今年度の対策の中でございました、二毛作交付金、こういうのございますが、この部分につきまして、冬作を作付けしたときに、補助金が出ますというような対策でございますけれども、現時点でのですね、認識の中では、冬からの再開というのは有り得るといようなことも考えられますので、そういう視点からですね、二毛作助成まで踏み込んだ対応をですね、していただきたいという要望書にはしております。ただ、先ほど申されましたとおり、来年度にといようなこととなりますと、その部分はどうかというのは非常に私たちも危ぶんでおりますけれども、ただ、軽々な再開はできない、いいうふうに考えておりますし、片方では、やはり国産自給率のですね、高める、飼料につきましてもですね、安心安全をするためにはそういうようなことを望んで生きたいと思っておりますので、これからはですね、この件に関しましては要望を強くやはり行っていかなければならないというふうに思っております。それから、税上のですね、取り扱いにつきましては、今のですね、評価額の税上の取り扱いについては、やはりなんらかのですね、措置を講じていただきたいと、いようなことでですね、国に要望しております。現在のですね、固定資産税等のですね、減免につきましては、担当の税務課の方になるかと思っておりますけれども、私の答えられる範囲としましては、今の評価額、あるいは、経営再開資金そういうような要望をしております、それが国の方から示されておりますけれども、何らかの措置でこの部分についてのですね、課税を、金庫ももちろんありますけれども、特別なですね、時限立法をしていただきながらもですね、対応いただきたいといようなことで、農林水産サイドとしましては、そこに要請をしているところでございますし、本日の紙面でもですね、何らかの対応は考えているといような大臣の答弁もいただいておりますので、そういうことで、強くまた要請をしていきたいと、いいうふうに思っております。ええ、私の範囲では以上のような回答になります。以上です。

議員(江藤 和利君) 企画費のところでもう一回聞きたいと思って、あのですね、これと一緒に

似たようなケースがある。平成20年度、座論梅の再生事業です。これもやはり、まちづくり交付金事業で最初取り組もうと、いうことでやってあったようです。そして、その中で、担当係長が県単事業はねえかと、そういうような方向で取り組んであったなら、2分の1の事業。樹木再生事業というのがありますよ。このときはまちづくり交付金事業を簡単に、簡単じゃないけど、落として、やはり2分の1の事業、県が2分の1、町が2分の1。そういう方向の樹木再生事業にですね、取り組んでおります。やはり、今回の3,000万も、落として2,100万で出来ましたよ、して、ここで900万の減額ですよという、そして、1億9,500万から1億8,600万に企画費を落としますよと、やはりこう、見える、そういう数字でですね、示していかなければ。利子が上がるからと、こら、本当に上がれば早く借った方がいいだろうと思います。しかし、地方自治法の96条の議決があるんですよ。憶測で出来ません。予算が提案される、それを吟味してやっている。やはり、執行側がですね、隠し隠しじゃなくして、議員に全てを投げ出すと、やはりそういう方向の予算審議をですね、私は望みたいと思います。やはりここは、3,000万の減額と、そういう形の予算処理をですね、やはり私は望みます。それから、口蹄疫問題にですね、移らさせていただきたいと思います。先ほど、いろいろ、今、町民の方から出ちよっとはですね、他んとは町行政が対策を打ちよっじゃねえかえ、川南町は何も対策を町として打ちよらんじゃねえかえと、こういう意見が出ております。やはり先ほど地方、地方税法の中も言いましたけど、やはり今回、非常事態宣言が県で出ております。川南町から牛・豚は1頭もおらん。こら、牛舎はあるけど、なかあ、激甚災害ですよ。だから地方財政法の5条の4、そこへんまでやはり見て、今回の対策を打ったお金はですね、基準財政需要額に入れて、借り入れして、臨時財政対策債を借り入れして、後から交付金で、全額、また国から補てんしてみましょと。そのくらいの町単独でですね、やるくらいの腹を持たにゃ、川南町はなくなりますよ。そこを一つお願いしたいと思います。町長以下ですね、本当にあの、防疫体制には取り組んでいただいております。その中で、最後に一つだけ、町民の皆さん、私の友達も、土建業やちよって、もう、うちん会社で消毒液を町からもろて、踏み込み槽やらマット敷いて、消毒を取り組もうと、そういう方向でうちげんかあちゃんやったなら、農家じゃないから、配布できません。して、今度は俺が役場に行こうということで、町長に電話したっつ。ほんなら来てくりゃいて、やりますよ、して担当に言ったなら、いや、出せませんと、町長に電話したならっ、ああそうですかと、職員が態度一辺に変えたっ。こんくれえくらいの甘さの危機管理で、この口蹄疫が止まっとやと、そういう怒りもですね、言われております。ま、ほじゃけど、川南町行政は職員一体となって取り組んでおるっつ。ま、そういう落ち度もあるかも知れんね、すまんね。という話やらで、夜1時間電話で怒られ、いろんな意味でですね、そういう怒りもあります。だから今回の、ま、1,000万、私は町が受けんで、やはり義援金を町の方にですね、この分配金としてやって、やはり町が1,000万上積み。そして、基準財政需要額の中に入れて、やはりその中で対策して、臨時財政対策債かって、後年度の元利償還金利全額また国からいただくと、そのくらいの、やっぱ対策を打ってですね、やっていただきたいと思います。ま、課長やらの答弁いただきながら最後にちよっつ。それと、ま、一番他町村からうらやまれちよっとはですね、おまえげな横峯さくらが5月17日に来たかいいいじゃねえかえて、うちげへんな2000万も集まらんとどと、川南町、こん前町長が言われて、ちよっつ

間違いがあれば何ですけど、2億350万だったと町長が言われたのと思うんですけど、ま、そこへんに対する、もし、許せばですよ、ま、横峯さくらさんのお陰でこんげな義援金が集まったと思うんですけど、ま、町長が話をされたですね、いきさつを、もし、横峯選手と何なら最後にその答弁をいただいでですよ。質問を終わりたいと思います。

んにゃ、天龍梅ゆうたつもりじゃったつが、今、座論梅じゃゆうた言われましたので、訂正します。天龍梅です。再生樹木。すいません。

総務課長(吉田 一二六君) 江藤議員の質問に再度お答えしたいと思います。魅力ある商店街づくり事業でございますが、この分に関しましてはですね、助成先がですね、地域活性化センターというところの事業でございます。この分の10分の10をやったということでございまして、まちづくり交付金の事業とはですね、違うもんでございます。まちづくり交付金事業の助成金が、今年度は出ないということですね、その分を起債、75パーセント、充当率が75パーセントになるかと思いますが、その分の財源のためにですね、起債を充当、起債をすることということで、一応今回計画をしたところでございます。

町長(内野宮 正英君) まず、対策の問題であります。私にもですね、いろいろ電話はかかってまいります。そういう中で、どっかが餌の対策をやったとか、いろいろ話があります、で、川南が全部なくなるような状況の中で、どうしてやらんのかと、こういう話が来たことがあります。しかしですね、発生が進みつつあると、いう状況の中です。そこで、一つ一つですね、対策をやって行くというのは非常に問題があるということ、それから、相当のですね、西都が1頭5,000円、豚1,000円というものを支出しました。それで川南やった場合にですね、単純に言っても2億いくらかかるといようなですね、実態があるわけです。なら、そういうものをですね、どういう方向にやっぱ使っていくかと考えれば、やはり私は経営再建に向けた対策の中にやっぱ使っていくべきだと、そのように考えておるわけでございます。そういうことから、いろいろ、よそがああやったこうやったという話がありますけれども、やはり一定の終息のめどが立つ中で、先般のですね、開会時の中でもご報告申し上げましたように、いろんな要望がありますから、私共も十分検討しながら、また、皆さん方ですね、意見もいただきながら、今後どうして行くかということについて、検討しなきゃいけないと、こう思っております。で、やはり事業再開がですね、順調に行くなら、年末にはですね、やはり導入が出来る状況までいくというふうに思っております。それにやはり全力を上げにゃいけないと、こういうふうに思っておるわけです。で、昨日、篠原副大臣見えまして、いろいろお話申し上げたわけですが、やはり、今清掃消毒まで、最後までやっつけないかと、全部を。そのことによってやっぱ防疫が、あの、完全にその、菌がですね、なくなる形になっていくんだということを思っておるわけでもあります。そういうことから、自衛隊についても最後まで一つお願いしたいということを申し上げております。ただ、堆肥が非常に大量にあるということから、これをどうするかというのが、やっぱ最終的には課題ではありますが、うまく菌対策ができればですね、やはり、堆肥として使っていくということが、一番理想的であることはもう間違いないわけでもあります。そういうようなこと等ですね、今、国の方からも色々お越しをいただいて、検討をいただいております、そういうことの中で、ようやく終息的なところが、終息ちゅうことじゃな

いですが、と殺が終わる見通しがですね、ついてきましたので、いよいよですね、具体的な今後の対策を検討しなきゃいけないというところに来てると、いうふうに思っておるわけでありまして。義援金につきましての、横峯さくら選手が寄付をしていただきました。大変感謝を致しておるわけでありまして、ま、余談であります、その後もやっていきたいという話しがあつたんですけど、なんかプレッシャーかなんかわかりませんが、どうも低迷をしておりますですね、優勝が出来ないようでありまして、そういうことで、全体では2億を超える金額をいただきました。その他の町村と比較いたしました場合、JA が最初30万円やり、それから、町の義援金を30万やって、そして今、県ですね配布を20万というものさしていただいております。で、他のところはですね、非常に寄付金集まってないということから、ま、5万とか10万とか言う金額であります、また、県の方にも相当集まっているということのようでございます。やっぱりいろいろご意見がありまして、全体の、県全体、川南でいうと川南全体の疲弊しているものをどうするかと、こう言うようなこと等にもですね、検討していくような方向になっているようでございます。そういうことから、畜産対策は畜産対策、それから、一般商業工業対策は対策としての考え方での整理もしていかなくちゃいけないと、こう思っております。また一方ではですね、一番問題はJAじゃないかなと、非常に心配しております。もう技術員がですね、技術員、畜産技術員、当面は要らない状況であります。で、関連する方々もいらっしゃるといことから、今のところ、出てる数字でいきますとですね、やっぱ2億近く減収になると、いうことでございます。で、そうなるですね、非常に問題が出てくるということでありまして、町としましてもですね、その技術員を経営、再建、畜産経営再建に向けて活用して行く対策をですね、どうしても考えないと行かんじゃないかと、いうふうに実は思っているところでございます。内部的にまた詰めなきゃ行けない課題が多いわけでありまして、やはり農業の母体であるJAがですね、やっぱりぐらつくということになりますと、非常に問題がありますので、そこいらも含めてですね、現金の問題もありますが、全体的な検討をさせていただきたいと、こう考えておるところでございます。以上です。

町長(内野宮 正英君) 最終的には、今、江藤議員がおっしゃるような方向ちゅうのはですね、これはやっていかなくちゃ行けないだろうと、こう思っております。ただ、今国の対策もですね、とかくそんげな話は待ちよけと、言うことが多いです。と言いますのは、まず殺処分をやってですね、国としても市町、県、町村に対してできるだけ、迷惑掛けないようにやっていくと、いう考え方でありまして、で、そういう立場からですね、そういうような国の、大臣・副大臣もそうでありまして、それはそれとして、とかくやって行きますから、とかく全力を上げてやっておかれるというのが、今のところの段階でございます。最終的にはもう、言われるような方向ちゅうのはですね、どうしても私共がこれはもう、今後の課題もあるわけでありまして、そういう意味合いでの対応ちゅうのは、十分していただくようお願いをしていかないかと、特にあの基金の問題もあるんですよ。これも作る、作らんで、どうもこう風向きがあんまりよくないというのが実態であります、改めてこれは求めていく必要がある、そのことが一方では商業漁業関係とかですね、その他の産業の支援になっていく基金として使っていけるというような問題もありますので、そこあたりもですね、さらに今後、運動をしていかな行かんと、そう思っているところでございます。

議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。

議員(林田 幸雄君) 議案第36号の関係について、ちょっとお伺いをしたいと思います。14、15ページの関係、農林水産、6款農林水産業費、1項農業費、6目の畜産業費の中で、22節、補償補てん及び賠償金ということで、1,000万の計上がなされております。この関係につきましては、補足説明でもありましたように、埋却地周辺で、井戸水しかない家庭にということのようですけども、こういった影響を受けておる上水道の設備のない家庭、どれくらいあるのか、箇所数、把握されておれば、お伺いをしたいと思います。こういった問題がちょっとスムーズに処理されんことには、なかなか埋却地の関係の理解も得られんのかなと、思います。把握されておれば、その点をちょっとお伺いをしたいと思いますし、あわせて、関連団体、今朝の新聞にも載ってございましたけども、商工会の連合会の方から、要望書等も各自治体の町宛に上がってきておるようですけども、そこら辺りの要望書を踏まえて、町長はどういった対応を考えておられるのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

議長(川越 忠明君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時02分休憩

午前10時12分再開

議長(川越 忠明君) 会議を再開します、休憩前に引き続き、会議を続行します。

農林水産課長(押川 義光君) 林田議員のご質問にお答えいたします。現在我々が把握しております水道の工事代や工事件数というのは、町内で13件でございます。それからちなみに、参考でございますが、町内の上水道の普及率、これが96.56パーセントという数字になっております。ただし、この水道普及率につきましては、事務所等も含まれたパーセンテージということでございますので、その部分はご考慮いただきたいと思っております。以上です。

町長(内野宮 正英君) 林田議員のご質問であります。商工関係からもですね、要望が上がっております。この中では、特に畜産でもそうありますが、雇用の関係の問題、それから、借入金の問題について、現在、借り入れしているものについて、どうその償還をして行くかというのは、非常に厳しい環境にある。そういうことから、利子補給的なお話、それから、あの、イベント等にかかる活性化事業への対応の問題、こういうようなですね、いろいろ要望がいただいております。状況としてはですね、畜産農家と、それから、商工の状況と言うのは、似た感じがいたしているところでございます。また、その他の人ばかりではありませんで、その他の関係の皆さんでも、非常に影響を受けてる人がいる、こういうことの中で、ございます。そういうことから、全てにこう対応するというのは、非常に困難があるわけでございますけれども、同様な状況にある方々について、どう対応していくかということがあるわけでございます。それで、一応、申し上げておりますのは、そういうようなものがどの程度あるのかということ、一応出来る出来ないは別にしてですね、調査をしていただくように、実はお願いをいたしておるところでございます。そういうことで、商業の皆さん方も、その自分、農家も非常に苦しいんだと、我々よりも苦しいけれどもがんばろうと、こういうようなですね、お言葉もいただいております。

でございますので、行政として、できるだけですね、対応というのはして行かなきゃいけないと、特に事業継続が危ぶまれるというような問題が起こらないようなことは、措置をしていく必要があるというふうに思っております、一方ではですね、県の商工労働部、等におきましても、いろんな政策を検討がされておるようでございますので、そういうもの等も見ながらですね、検討をしてみたいと、そのように思っておりますのでございます。以上です。

議員(林田 幸雄君) 特に、この上水道の関係については、お年寄りの一人暮らしとか、そういった関係の方が非常に多いと思いますので、十分細やかな心配り等もされてですね、こういった農家、あの、こういった家庭から苦情が出ないような形での対応を一つお願いをしておきたいと思えます。それとまあ、口蹄疫に関して、畜産農家等については、補償なり経営再建の支援等についてもある程度の線が示されておるようですし、また、共済金の支払いについても、患畜農家については何らかの対応をされるということであったようですが、ワクチン接種農家についても支払いの方向で協議が進んでおるようでございますので、なんらかの、また、手立てプラスアルファが出てくるんでなかろうかなと思います。それで万全ということではないわけですが、関連事業者、2次被害、3次被害を受けられておる、大きな影響を受けられておる方々については、そういった手立てもないわけですから、確かに県の制度の中では無利子の融資、利子補給、ま、そういったものが出てきておるようですが、川南の現状を見ますと、そういった関係でも融資を受けられるところがあるのかなというような状況とまで追い込まれておるようですので、十分そういった関係、団体、の方々と協議を進めながら、ええ、行政が取れるべき対応は一つ一つ取っていただいて、この川南町が疲弊しないような形ですね、行政の取り組みを一つお願いをしておきたい、思います。先ほどあの町長が農協が一番大きな影響を受けるんじゃないですか、いこうと言われてました。再建等についても、いろいろ検討が進んでおるところでありますけども、確かにこの畜産農家の再建をどうして行くかということをまず先に考えていかんと、川南町の将来はないわけですが、一つお願いをしておきたいと思うわけですが、今、牛豚が全滅をしておる中で、じゃ、再建に向けて、この年末なり来年なり、いつになるかまだわからんような状況ですが、そういった中で、素牛素豚の確保どうされるのかな、それから確保された子牛の販売、肥育をされた肉としての豚牛の販売をどうされるのかな、いうことになりますと、非常に先行きが暗い話になるんですけども、困難な状況が待ち受けておるんじゃないかな、ま、そうなりますと、仮に牛豚を入れて、そこで感染の有無を見てというような話もありますけども、口蹄疫が二度と発生せんという保証はないわけですから、そういったリスクを個々の農家に背負わせる、いうのも非常に大きな問題があるんじゃないかなと思います、先ほど農協の畜産関係の職員の雇用問題等も出ておったようですが、できますなら、行政、経済団体、農家からの出資等も募らなければならないと思いますけども、農業公社、農業、農協が立ち上げておる生産法人をうまく活用されてですね、素牛素豚の供給施設を立ち上げるなりそこで繁殖をされた子豚、子牛の肥育センター等も検討されて、農家に出来るだけ、個々の農家にリスクを背負わせんような形での再建策、そういったもの等も検討を、もうして行かんと間に合わんとなつとじゃねえかなと、いうことで考えておりますので、新たにその施設を作れとかそういったことまで含めて、言っておるわけでは

ないわけですが、遊休施設、遊休施設等も相当出てくるんじゃないかなと思いますけども、そういったものの有効活用なりなんなり、いろいろ方法はあると思いますけども、個々の農家に、そういった直接的なリスクを背負わせないような形での再建策等も一つ検討していただいて、川南町の再建、できるだけ早い再建が出来ますような対応を、行政として取れるべきことに取り組んでいただいているようにお願いをしてですね、そういった考え方について、町長がどのような考え方を持っておられるのか、所見をお伺いして質問を終わりたいと思います。

町長(内野宮 正英君) まず、一番考えなきゃいけないというのは、まず、都城地区をですね、何とか早く終息させることだと、そう思っております。蔓延をするちゅうことになると、今度は導入にですね、牛豚の導入が県外から入れにゃいけないと、こういうような形になってくると、いうことでございますので、国・県としましても、全力を上げてるといことであります。ま、幸いに、牛5頭ですね、種牛が健全な状態にあるいうことでございますので、やはり今後とも宮崎牛を育成していくという意味合いではですね、都城がいかに清浄化を早くしてですね、この地域へ導入できるような形になっていかなければどうもならないんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味合いからは、多少こっちが遅れてもですね、都城地区のやはり感染を早く抑える言うことは非常に重要だということと考えております。併せてですね、今ご提案ございましたけれども、まず、最大は、堆肥なりですね、堆肥、畜舎の清掃、これはやはりしっかりやっけて行くということが、大事になるわけでありまして。それで、やはり、患畜済んで、と畜が済んで、そして、この、埋畜が終わる、清掃も終わる、それで今度は導入までは何もしないんだということじゃなくてですね、やはり、その再開までにはですね、やはり5回とか10回とかですね、やっぱ、そういう消毒が必要なんだと、そう言われております。で、そういうことを含めてですね、今後、農家の皆さん方の協力をさせていただくと、いうことが必要になると、そう思っております。そういうことの体制づくりも、こら、当然必要になると。あるいはまた、施設的にはですね、やはり問題のある施設もあるわけでありまして。そういうところは施設改善をしていただくとかですね、そういうようなことも一方では必要になってくると、そういう指導も必要になると、そう思っております。また、林田議員からもございましたが、一つの方法としてはですね、特にあの、豚とかですね、そういうものについては、どっかで集中的に管理運営をして、そして、あの後、その配布をしておく、種豚、それから母豚についてですね、やっていくということは、一つの方向としては非常にあの、いい方向じゃないかと、こう思いますので、これはまあ、検討をですね、JAとも検討してみたいと思います。そういうことで、一つの、少しずつ入れて全員が負担を負うということでない方法もですね、考え方としてはいい方法だと思いますので、検討させていただきたいとそう思っておるところでございます。以上です。

議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。

議員(今井 伸二君) 議案第36号平成22年度川南町一般会計予算の16ページ、商工費、7款商工費、1項商工費、1,000万円についてです。この金額がですよ、妥当な数字かどうか私はわかりませんが、この方法は、僕は、非常に賛成するものであります。えっと、その妥当性をわかるために、どういう議論がされたのか、それと、義援金の総額ですよ、が、どのくらいなのか、残金がどのくらいなのか、それと今まで、そのプレミアム商品券発行をしてきた川南町は実績がある、あり

ますわね。その対象の店が商工会関係だけになるのか、もっと今回の場合は特例ですから、もっと幅を広げていくのかをお尋ねしたいと思います。

総務課長(吉田 一二六君) 今井議員のご質問にお答えしたいと思います。配分金につきましてはですね、川南町口蹄疫対策支援金配分委員会の方でですね、いろんな議論をさせていただきましてですね、1,000万円ほど、直接被害を受けた農家以外の方にもですね、やるということですね、決定をいただいたところでございます。それから義援金の関係でございますけども、6月10日現在でございますが、件数にしまして2,996件、それから、金額にしましてですね、ええ、2億351万7千円というところでございます。現在もまだ多くのですね、寄附が寄せられているところでございます。残金につきましてはですね、一軒につきですね30万ほど支援するということですね、約1億円近くを使っておりますので、1億ちょっと現在のところはまだあの、残っているということでございます。

総合政策課長(諸橋 司君) 今井議員のご質疑にお答えをいたします。プレミアム付き商品券事業につきましては、去年のですね、年末から年始に掛けても取り組みをしております。去年は、ちなみに、補助金が1,600万でございました。それから、対象の店、店数なんですが、加盟店数115店舗で考えております。このうち町外資本の業者がですね、7店ほど含まれております。以上です。

議員(今井 伸二君) 残金が1億円残っているわけですね、残金の方は、ていうと、その、対象店舗が、115店舗と。すっと、このうちに町外が7店舗含まれてると、その対象外の店舗は、だから、どのくらい存在するのですか。

総合政策課長(諸橋 司君) 今井議員のご質疑に再度お答えをいたします。商工会に加盟していない店舗、店のですね、数についてご質問かと思っておりますけど、手元にですね、商工会加盟店以外の資料を持ち合わせておりませんので、また、後ほどご報告したいと思います。以上です。

議員(今井 伸二君) 4月の20日に都農町で端を発した口蹄疫がですよ、町はもとより県も国も、それからあの、実際に被害を受けた農家もですよ、これ、想定外だったと思うんですよ。日本の国でも初めて経験するようなですよ、もう大被害だったわけですよ。今回の場合は、私は対象外にもこういうふうに援助するていうのは、非常にいいことだと思っております。1億円、あの、残金が残っているならですよ、もっと上積みをして、対象外店舗も含めてですよ、全員に行き渡るように、義援金は町全体が元気が出るというのが目的のはずだから、そこへんのところの考えがあるかないかをお尋ねしたいと思います。

町長(内野宮 正英君) 大きいのはですね、おすず村と漁業の直販所が入っていないということなんです。それで、一応、JAとそれから漁協にはどうですかという話はいたしております。で、会費もですね、年1万2千円とかいう話でしたので、加入いただいた方がいいっちゃねえかなと、そう思っております。でまあ、その他の関係については、あの、ちょっと具体的にわからないんですが、ほぼですね、入ってらっしゃるとやないかなあと、そういうふうに思っております。ただ、山間地やない、山手もうあんまり店ありませんけど、そういうところはちょっとあるかも知れませんが、あの、ディスプレイ以外はほとんど入ってらっしゃるといふふうにご理解いただいていいんじゃないかと思ます。そこの薬局、コスモ薬局とかですね、あっこへんも全部、JAも入ってますし、大きいのは2つ

ほど申し上げましたけど、そこにも一応話をですね、してるわけです。しておりますが、どうされるかは、それぞれの立場で検討いただきたいということで申し上げております。

議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

議員(米山 知子君) すいません、あの、最後に今の、支援金の配分についてですが、配分委員会の方で、検討されて配分をしてるということですが、今の現状は、例えばJAからいくらとか、あるいは町の支援金でいくら、県でいくら、この度、これ商工会に2,000万の行き先は商工会ということで理解していいのかどうかですね、で、それを考えたときに、農協は出してますけど、これは全農家が対象ではないと思いますね。で、町の支援金の場合、支援金は一応、全畜産農家を対象にする。これは町民みんなが対象だったはずで。ところが、今回この、町商工会を対象にということであれば、今出ました、商工会に入っていない店舗、私がざっと考えるには、いわゆるあの、飲み屋さん辺りが一番この度の口蹄疫では、口蹄疫では被害を受けられたと思うんですけども、そういう居酒屋さん、スナック、そういうところも対象になるのかどうか、結局そういうところはどういうふうにつかむのか、これは組織の問題だと思うんですね。で、畜産農家の場合にも、その組織、どういう方が畜産農家であるというのをつかんでるのは、非常に難しいことで、一番元になるデータとしては農協ということ町長があ、情報のあの伝達経路のときにもおっしゃいましたけれども、実際にはその伝達経路が、JAはあくまで民間ですから、非常に漏れてた部分があったと、それに対して行政の方は何にも言えなかったと、言ってるはずですが、ということで終わってしまってたと、で、今回の商工会にしても、頭の商工会にやればみんなに行くかと、決してそうではないと思うんですね。そういうところをやっぱり支援金という本質を考えれば、全部にそういう組織に属していない人も、実際には町民として生活してらっしゃるわけですから、そういうところにも行き渡るような、方法を検討していただけるのかどうか、で、一つ私気になったのは、町、畜産農家に30万ずつを配分されましたけれども、さっきからも出てますが、町としてのお金ではないんですね、これはあくまでも皆さんから寄せられたお金で、川南町が皆さんにがんばって下さいという支援をしたことは何もありません。今回の商工会の1,000万が初めてですよ、だから、そこら辺りをその、川南町は皆さんのためにこれくらいのことを考えてるんですよ、がんばって下さいということ、どういう形で表そうとされたのか、また、これから表そうとされるのか、そのへんをお尋ねいたします。

町長(内野宮 正英君) まずあのですね、商工会を経由して、商品券の販売をやるということありますから、基本的には商工会の会員の店舗が対象になるということだと思っております。ただ、今回は、前回はちょっとどうか分かりませんが、今回は、各店舗からの負担は求めないということ聞いておりますので、ある程度の商工会の配慮はしていただけるんじゃないかなと、そう思います。ま、それは後ですね、商工会の方との協議になるかというふうに思っております。それから、負担ちゅうのは、1%ですね、1%の負担をしていただくというのがあるわけです。で、それを、今回やらないということのようでもありますので、ただ、大きい店舗はですね、全体取扱高から言うと、6割程度になると、ジャオとけいすけですね、その程度になると、というようなこと、他もありますかね、入れてなると、全体的には、商工関係4割程度というような数字はございますので、そういう意味合いではです

ね、今のご意見については商工会の方へ申し上げたいと思います。それから、町が出してるのがまあ、義援金だけじゃねえかという話ですけど、問題はですね、これからなんですよ、これからどの程度いるかちゅうのはですね、単純な話なんですけど、恐らくですね、牛豚の導入だけでも四、五十億要ると、そう思います。それから、ま、それが全部ですね、その、補償金等で導入ができればいいんですが、ま、えさ等はですね、やっぱり決済サイドがあって、三カ月程度はもう負債として残っていると、こういうのはまず先に償還されると、いうことになります。その他の関係もあるかと思いますが、そういうことになると、いうことであります。そういたしますと、かなりですね、やっぱり借入金が発生してくるということは間違いのないと思っております。で、それを無利子化するというので行きますとですね、それほどの金額にはならないとしても、恐らくは五、六千万はですね、要ると、いうふうに思っております。それから、導入にかかる助成をどうするか、母豚、素牛、素豚、種豚、そういふうに考えましてもですね、これだけでも相当になります。ですから、いろんな支援の仕方がですね、ありますので、まだですね、今からのあの、検討の課題だとそう思っております。これで町が負担するものが終わるとはいうふうにはとてもじゃないけど思っておりませんので、大変ご心労をいただくことになっておくんじゃいかなと、これからがですね、そう思っております。

議員(米山 知子君) 先にプレミアム付き商品券のことですけれども、負担金の1%というのは、前回、一番間近な回ですね、昨年末だったと思いますけれども、その時も1%の負担金を取ったんですかね。私は今、前回からはとらなかったというような話を聞いたんですけれども、で、その負担金のことはまた後で確認をしていただきたいと思いますが、要は商工会に渡したらそれがどう、どこまで配分されるかということ、町がきちんと責任を持って、最終的まで見届けていただけるかどうかということなんです。あくまで助成金として商工会に渡せば、商工会がうちで会員だけに配りましたよと言われてそれで終わるのかどうか、だからそれを全部に使えるようにするかどうかですよ、全部の商店で、それで換金出来るかどうかでしょ。わかりました。それと、さっきの、町の気持ちをということなんですが、これから先の、その、再建のための、家畜の導入にその50億、60億かかるというのは、これは全部が町が負担するわけではないので、違いますよね、再建の資金というのは、国は結構あのいろいろ出しますということは今のところは言ってますよね。じゃなくって、川南町としてはどうするのかという姿勢を、私は今からというよりも、終結しないとどうもならなかったということをおっしゃいますけれども、こんなに長くかかるとは思ってなかったんで、終結したら考えますよということだったんですけど、少なくとも2カ月も経ったんですわ、その時に町として何にも農家に対してしてないよと、30万渡したことが町としてやりましたよと、受け取った人は町から金が来たわというふうに受け取ったでしょうけど、実際の中身は皆さんからの義援金なんですね。そこらあたりを町としては、どういう形で補助するか、それとももう再建にかかる分ではこれからは一生懸命させていただきますということなのか、そのへんをもう一度確認をしたいと思えます。

町長(内野宮 正英君) 一般質問になってしまったような感じがして、答弁するのもおかしいんですけど、ま、申し上げたいと思うんですけど、まず商工会へ2,000万を出しまして、1億2,000、あ、1億のプレミアム商品券を発行すると、それを各店舗で利用していただくということですから、ちょ

っと誤解ないようにお願いしたいと思います。それから、対策についての問題でありますけど、全く最初考えなかったわけじゃないんですよ。一つの一定の地域で終わればですね、そりゃ西都がしょっぱなに出しまして、ま、JAもやりました、やりましたけど、その後157件ですかね、あそこまで発生するちゅうことはやっぱり想定してなかったんですよ。それで、その後どうなるか、とてもじゃないけど、JA本体が危ないと思いますわ、これ出したら。喧嘩じゃないですけど、ほとんどそういうことですから、早くやるのがいいか、遅くやるのがいいかという問題はあるかと思いますが、やはり最終的な我々の考え方というのは、皆さん方も同じでありますけど、やはり経営再建をどうするかというのが最大でありますから、そこにやはり全力を尽くしていくことが必要だと、もう最初さっき申し上げましたように、西都みたいなやり方、例えば牛1頭5,000円出しました、豚1頭1,000円出すというのはやりましたけど、あれでも2億程度ですね、川南でいうとその程度の金額は掛かるということであります。なら、それがいいのかどうかということをやはり考えます場合にですね、今の補償の額等から考えました場合にですね、必ずしも私は町民の皆さん全体から考えた場合は理解が得られるかどうかちゅうと、非常に厳しい問題じゃと、そう思っておるところです。

総合政策課長(諸橋 司君) 米山議員のご質疑にお答えをいたします。負担金1%のお尋ねだったかと思いますが、交換手数料として、町外資本加盟店には、手数料1%の、1%の手数料を徴収をいたしております。以上です。

議員(米山 知子君) すいません、一つ追加でまたお願いをしたいんですが、米山知子。先ほどどなたかが言われて調査しますということですが、畜産農家に雇用されてる人、さっきはあの、関連業者とかの調査だったと思うんですけども、具体的に畜産農家に雇用された人の実数っていうのはもう調査済みでしょうか。

農林水産課長(押川 義光君) 相当前にですね、2週間程度もう前になると思いますが、各畜産農家あるいは団体等にですね、従業員が考えられるところにですね、電話及びファックス等でですね、調査依頼をお願いしましたが、その返戻状況はですね、極めて遅くてですね、預託につきましては報告をしたところではございますが、まだ届かないということもございました。で、総数についてはですね、随時取りまとめはしましたけれども、現時点でのですね、全ての雇用者の把握というのではですね、事業者から帰って来てないというのが現状でございます。以上です。

議員(米山 知子君) 何通に調査をして、何、どれくらい返って来たかという数字を。

農林水産課長(押川 義光君) すいません、手元にですね、ちょっと日付と詳細につきまして持っておりませんので、後で報告したいと思います。

議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。

議員(中村 守君) 議案第36号でありますけど、この一般会計補正予算3号中、12ページですかね、12ページの12から13ページでありますけど、この魅力ある商店街づくりの助成事業の委託料2,100万に関してですが、1点だけ、これ、うちの所管ですので多くは申し上げませんが、1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。補足説明の中で、トロントン二番街、三番街の街路灯65基ということがございますが、これはですね、二番街、三番街って言うのは、一番街はあの、中須商

店街のことを一番街で、通称わかりやすくですね、一番街と呼んでおります。それから、二番街が、その上の役場の前辺りを二番街、その上が三番街、四番街がその上、ま、上町辺りですね。で、五番街が、その、向こうの北の方の塩付方面を五番街、通称、ま、わかりやすくそういうふうに出ておるんですが、その中の今回こうした形で二番街、三番街に65基の設置をいただくということで、これは大変ありがたいことでございます。この電気ですね、機種といいますか、普通の電球と今流行と言いますか、横文字のLEDですかね、と言うのがあるようでございます。これがどちらになるのかだけちょっと教えていただきたいというふうに思っております。

総合政策課長(諸橋 司君) 中村議員のご質疑にお答えをいたします。二番街、三番街に設置をいたします街路灯についてのお尋ねでございますが、省エネタイプのLEDの街灯を予定をいたしております。以上です。

議員(中村 守君) 省エネタイプのLEDということで、これがですね、非常に私も関係者、当事者といましてですね、非常に毎月の電気料がこの大変だったということをですね、もう、痛切に感じておまして、非常にありがたいことだというふうに思っております。この基数がですね、65基っていうのは、前回、今の既存の基数からどれくらい増えるのか、あるいは減少するのを確認させていただいて終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

総合政策課長(諸橋 司君) 中村議員のご質疑に再度お答えをいたします。商店街の街路につきましても、現在172基が設置してあるかと思っております。で、今回ですね、その街路灯の見直し、それから予算の関係でですね、165基を予定をしております。あ、すみません、あの、すみません。ええっと、現在72基ですね、それを今回見直しをいたしまして65基を設置予定でございます。以上です。

議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審査するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。従って、議案第36号は、各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に、議案第37号から議案第40号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第11 議案第41号 「新たに生じた土地の確認について」

日程第12 議案第42号 「新たに生じた土地の確認について」

日程第13 議案第43号 「字の区域の変更について」

日程第14 議案第44号 「字の区域の変更について」

以上4議案を一括議題とします。これから本4議案について質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。従って、議案41号から議案第44号は、総務常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。皆さんお疲れ様でした。
なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いいたします。

午前10時52分閉会

平成22年第4回(6月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成22年6月17日(木曜日)

本日の会議に付した事件

平成22年6月17日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 議案第31号 川南町職員給与の一部控除条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第32号 川南町一般職の職員の給与に関する条例及び川南町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第33号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第34号 川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第35号 川南町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第36号 平成22年度川南町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第7 | 議案第37号 平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第8 | 議案第38号 平成22年度川南町老人保健事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第9 | 議案第39号 平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第40号 平成22年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第41号 新たに生じた土地の確認について |
| 日程第12 | 議案第42号 新たに生じた土地の確認について |
| 日程第13 | 議案第43号 字の区域の変更について |
| 日程第14 | 議案第44号 字の区域の変更について |
| 日程第15 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第16 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第17 | 発議第5号 口蹄疫の早期沈静化並びに総合的な支援対策の充実を求める意見書(案) |
| 追加日程1 | 発議第6号 口蹄疫の発生に伴う商工関連事業者への支援対策を求める意見書(案) |
| 日程第18 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 |

出席議員(15名)

1番 林田 幸雄 君	2番 徳弘 美津子 君
3番 長野 義勝 君	4番 黒木 則人 君
5番 今井 伸二 君	6番 江藤 和利 君
7番 内藤 逸子 君	8番 竹本 修 君
9番 中村 守 君	10番 米山 知子 君
11番 山下 壽 君	12番 久木野 清人 君
13番 濱本 義則 君	14番 河野 幸夫 君
15番 川越 忠明 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	内野宮 正英 君	副町長	蓑原 敏朗 君
教育長	佐藤 賢一郎 君	会計管理者・会計課長	佐藤むつ子 君
総務課長	吉田 一二六 君	総合政策課長	諸 橋 司 君
農林水産課長	押 川 義 光 君	農村整備課長	横 尾 剛 君
建設課長	村 井 俊 文 君	上下水道課長	河 野 秀 二 君
農業委員会 事務局長	高 松 秀 樹 君	教育総務課長	永 友 好 典 君
生涯学習課長	吉田 喜久吉 君	税務課長	篠 原 浩 君
町民課長	佐 藤 弘 君	環境対策課長	黒 木 秀 一 君
健康福祉課長	米 田 正 直 君	代表監査委員	三 角 巖 君

午前9時00分開会

議長(川越 忠明君) おはようございます。開会前に申し上げます。本日、NHKとMRT放送局から議場内の撮影許可について申請がありましたので、傍聴席からの撮影を許可しましたので、報告いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員議員控室に移動願います。

午前09時01分休憩

午前10時20分再開

議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第 1 議案第31号 「川南町職員給与の一部控除条例」を定めるについて

日程第 2 議案第32号 「川南町一般職の職員の給与に関する条例」及び「川南町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部改正について

日程第 3 議案第33号 「川南町職員の育児休業等に関する条例」の一部改正について

日程第 4 議案第34号 「川南町職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」の一部改正について

日程第 5 議案第35号 「川南町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例」の一部改正について

以上、5議案を一括議題とします。本5議案は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長長の報告を求めます。

総務常任委員長(山下 壽君) 総務常任委員会に付託されました議案について報告を申し上げます。総務常任委員会に付託されました議案について、関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。その経過と結果について報告いたします。議案第31号「川南町職員給与の一部控除条例」を定めるについて、原案のとおり、全員賛成で可決するものと決定しました。この改正は、地方公務員法第25条第2項の規定に沿うよう、給与から保険料や貸し付け返済金等を控除して支払うことができる事項を条例で定めるものでございます。議案第32号「川南町一般職の職員の給与に関する条例」及び「川南町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部改正について、原案のとおり全員賛成で可決であります。この改正は、地方公営企業労働関係法が、地方公営企業等の労働関係に関する法律に題名が改正されたことにより、第1条及び第2条で引用法律及び引用条文の改正を行うものです。議案第33号「川南町職員の育児休業等に関する条例」の一部改正について、原案のとおり全員賛成で可決であります。この改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が平成22年6月30日から施行されることに伴い、

川南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。議案第34号「川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の一部改正について、原案のとおり全員賛成で可決であります。この改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が平成22年6月30日から施行されることに伴い川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものです。議案第35号「川南町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例」の一部改正について、原案のとおり全員賛成で可決するものと決定しました。この改正は、平成22年4月1日に月60時間を越える時間外勤務に対する時間外勤務代休時間が創設されたことに伴い、その時間外代休時間を職員団体のための活動することができる時間に当てることのできるよう改正するものです。以上で報告を終わります。

議長(川越 忠明君) 以上で委員長報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論採決は議案ごとに行います。

議案第31号「川南町職員給与の一部控除条例」を定めるについて、討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第31号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第31号「川南町職員給与の一部控除条例」を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号「川南町一般職の職員の給与に関する条例」及び「川南町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第32号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第32号「川南町一般職の職員の給与に関する条例」及び「川南町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号「川南町職員の育児休業等に関する条例」の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第33号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第33号「川南町職員の育児休業等に関する条例」の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号「川南町職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」の一部改正について、

討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第34号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第34号「川南町職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号「川南町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例」の一部改正について、討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第35号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第35号「川南町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例」の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第36号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第3号)」

日程第7 議案第37号「平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」

日程第8 議案第38号「平成22年度川南町老人保険事業特別会計補正予算(第1号)」

日程第9 議案第39号「平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)」

日程第10 議案第40号「平成22年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」

以上5議案を一括議題とします。本5議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員会の報告を求めます。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長(山下 壽君) それでは、総務常任委員会に付託されました議案第36号の関係について報告を申し上げます。議案第36号平成22年度川南町一般会計補正予算(第3号)、原案のとおり全員賛成で可決であります。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億2,986万3千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ66億2,040万8千円とするとともに、地方債の補正をするものです。総務常任委員会に関する事項について、関係課職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。まず歳入ですが、国庫支出金は、幼稚園・保育所耐震対策緊急支援事業が39万5千円、県支出金は981万6千円の減額で、まちづくり交付金事業3,000万円を減額、新型インフルエンザワクチン接種事業に22万6千円、経営体育成交付金1,995万8千円、寄附金は、口蹄疫被害に対する地元経済活性化のための支援金として、義援金の中から1,000万円の受け入れ、ふるさと納税分635万円、繰入金は、財源調整のため7,583万4千円を計上し、諸収入に魅力ある商店街づくり助成事業2,100万円は、財団法人地域活性化センターからの助成であります。

次に、総務課関係についてであります。2款1項5目財産管理費25節635万円の積立金は、全国からのふるさと納税からの寄附金を基金に積み立てるものです。4項3目参議院議員選挙費18節備品購入費258万3千円は、口蹄疫の防疫のため、開票事務従事者を減らすこととしており、自書式自動読取機1台を導入するものです。

次に、総合政策課関係についてですが、7款1項6目13節委託料2,100万円は、魅力ある商店街づくり事業の委託料です。トロントン2番街、3番街に街路灯65基を設置するもので、LED電球を使用することにより、商店街の方々の電気量の負担は、半分以下になるとの説明でありました。2目19節負担金補助及び交付金2,000万円は、口蹄疫被害に関する地元経済活性化事業でプレミアム付き商品券補助金であります。この商品券の利用については、商工会会員に限らず、広く利用できるように商工会との協議をするよう意見を付しております。以上で終わります。

議長(川越 忠明君) 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長(徳弘 美津子君) 文教厚生常任委員員に付託されました議案について、関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。その審査経過と結果について、ご報告いたします。議案第36号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第3号)」については、全員賛成で可決です。健康福祉課の保健センター管理費7万3千円は、事務室移転に伴い、照明を2灯分設置するものです。環境対策課の塵芥処理費の産休代替賃金110万8千円は職員の産休に伴い、臨時職員採用による賃金で、7月1日から来年3月31日までが計上されております。議案第37号「平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」については、賛成多数で可決です。歳入歳出それぞれ163万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ23億6,287万7千円とするものです。歳入の療養給付費交付金の393万8千円は、交付決定によるものです。歳出の総務費の一般管理費である、制度改正システム改修は非自発的失業者に係るシステム改修によるものです。議案第38号「平成22年度川南町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)」については、全員賛成で可決です。歳入歳出それぞれ699万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を710万8千円とするものです。歳出の償還金は、交通事故によるものです。議案第39号「平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、全員賛成で可決です。歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出それぞれ12億406万1千円とするものです。歳出の高額医療合算介護サービス費の400万円については、「高額医療・高額医療合算制度」の施行に伴い計上したものです。施行初年度が平成20年4月から平成21年7月までの16カ月の確定額と現年度を同額で計上したものです。「高額医療・高額介護合算制度」については、国保同士など同じ医療保険の世帯内で、医療保険と介護保険の両方で自己負担があった世帯が対象です。この制度の内容は、医療と介護の両方を合わせた世帯合算負担額が決められた限度額を超えた場合、申請をすると超えた分が支給され、世帯の負担が軽くなる制度です。医療保険・介護保険とも1カ月分の世帯合算負担額が限度額を超えた場合は、医療保険の部分は高額療養費として、介護保険では高額介護(予防)サービス費として、後から支給はされますが、月単位での世帯合算負担額の1年分の医療費と介護費を合計すると、かなり高額になることから、1年を合算した限度額を設け、500円以上超えた分に支給されます。限度額は、所得区分と年齢に応じて設定されており、この支給には申請が必要とのことです。議案第40号「平成22年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」については、賛成多数で可決です。歳入歳出それぞれ40万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,837万7千円とするものです。歳出の後期高齢者広域連合納付金は、過年度分として今回40万

5千円の計上です。以上、報告を終わります。

議長(川越 忠明君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長(竹本 修君) 産業建設常任委員会に付託となりました、議案第36号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第3号)」中、産業建設常任委員会に関係する予算について、所管職員の出席を求め、説明を受け、質疑審査を慎重に行いました。その経過と結果について報告いたします。第36号議案は、全員賛成で可決であります。議案第36号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第3号)」中、産業建設常任委員会に関する事項について報告します。主な歳出では、6款農林水産業費、3目農業振興費の新規就農者補助事業補助金は、新規就農者が6連棟のパイプハウスを設置するための補助金でございます。また、融資主体型補助事業補助金1,595万8千円は、9戸の農家にそれぞれの農業機械(加温機、トラクター等)を導入することに対し補助するものでございます。6目畜産業費5,732万2千円は、4月20日に発生しました口蹄疫対策費として予算計上するもので、主なものは、技術補助賃金237万6千円(現場の作業等)、光熱水費320万円、今現在使用されてます農村センターにおけるものでございます。委託料1,000万円、警備費等24カ所分でございます。機器等リース料1,403万9千円、これは動噴などのリース料でございます。補償補てん及び賠償金1,000万円は、13カ所の上水道設置、これらにつきましては、埋却地において、隣接者への飲料水対応でございます。以上で報告を終わります。

議長(川越 忠明君) 以上で委員長報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

議員(江藤 和利君) 議案第36号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第3号)」について、総務委員長に質問をしたいと思います。まず、あの、歳入のですね、8ページ、9ページ、14款県支出金、県補助金、総務費県補助金、まちづくり交付金事業の3,000万の減額についてでございます。歳出の12ページ、2款1項6目企画費、ここに県支出金の3,000万減額が記載されております。その中で企画費の減という形じゃなくして、町債2,610万、一般会計310万という形で、この「まちづくり交付金事業」が減額になって、町単独事業でやるような方向になっております。この件に関して、総務常任委員会でのどのような質疑をされたか、総務委員長にお伺いをいたしたいと思います。

総務常任委員長(山下 壽君) 今の質問は、議案質疑の中でも質問されたかと思いますが、そのことについて、いろいろと担当課、担当職員に質問をいたしました。で、この3,000万につきましては、今までの中で予算が現在までの要求額にプラスしてきたというようなことで、今回減額というようなことになったわけですが、そういう中ですね、担当課に私どもとしてお願いしましたことはですね、やっぱり当初予算の計画が非常に甘かったのではないかと、そういうこともお尋ねをいたしました。で、そういうような当初予算の計画の段階で、もうこの事業の助成がないということをちゃんと調査があっておればですね、こういう結果にはならなかったのではないかなというふうに思います。それと合わせましてですね、今ご指摘のあります減額をされ、なおかつ単独事業でやるような形になっているのではないかなというような指摘もあります。お聞きしましたところ、このお金につきましてもですね、基金になんか積んであるというようなことでございますので、なぜそれを使わなかったのかという質問に

対しましてはですね、これはあの同僚議員が今、本会議でも前日議案質疑の中で質問されましたが、非常にあの、金利が今安いので、今のうちに基金はそのままにおいて、これが使いたかったというような説明でございます。ま、そういうことにつきましてですね、非常にあの、こういう予算の出し方については、やっぱりきちっとわかるような形で減額は減額とした形の取り扱いをしてですね、事業に対する方法をやっぱり提出してもらわないといけないということで、意見は述べたところであります。そういうようなことで、あの、今質問をされたことに対しまして、完全な返答にはならないと思いますが、以上のようなことを調査をいたしたところであります。以上です。

議員(江藤 和利君) 委員会の中でですね、基金という形で審議もされておるようでございます。もし、この企画費の中でですね、まちづくり交付金事業が3,000万減額で、魅力ある商店街づくりのほうでですね、2,100万という形で、まちづくり交付金事業が10分の4でございますので、それから魅力ある商店街づくり、これが10分の10の2,100万と、その中で、今回はそのまちづくり交付金事業より分がいいという形ですね、2,100万円できると、900万の減額と、そのような方向で今回まちづくりの、そのさっき言いました65基ですね、それが2番街、3番街に設置されるということで、この900万の減額というのをですね、予算の中で提示をしていただきたい。そして、その中で今、総務委員長が言われましたように、この前の質疑の中でもですね、総務課長の答弁といたしまして、基金に積み立てして、また畑かんにも使いたいという、そういうような答弁もあります。その中で今回ですね、減額なら減額して、財産管理費の中でですよ、2,610万の起債と一般財源から390万出てます。この3,000万のですね基金、積み立てですよ、一般財産管理費の中で、積み立てをそれなら即しなさいと、予算減額せんでですね、そこへんの話し合いはあったのかお聞きいたします。

総務常任委員長(山下 壽君) 大変申し訳ございませんけども、そこあたりの話はですね、質疑等はしておりません。で、非常にあの、江藤議員の質問趣旨については我々も悩むところではありますが、今回は担当課におきましてはですね、今後十分にそういうことのないようにですね、お願いをしたいということで嚴重に話しはしたところであります。以上です。

議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は議案ごとに行います。

議案第36号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第3号)」について、討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第36号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、即ち、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議員(江藤 和利君) 起立採決をお願いしたいと思います。

議長(川越 忠明君) 暫時休憩します。

午前10時48分休憩

午前10時50分再開

議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。これから議案第36号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は委員長報告のとおり、即ち、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。起立多数であります。したがって、議案第36号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第3号)」については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第37号「平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

議員(内藤 逸子君) 議案第37号、3月議会で「平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」、反対の討論を行いました。今回の補正予算は、制度改正システム改修によるものですが、今求められていることは、高過ぎる国保税の引き下げではないでしょうか。反対の討論を行います。国民健康保険法は、その1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めています。しかし今、「社会保障の向上に寄与する」と明記した、国民の命と健康を守るための制度が、手遅れによる多数の死亡者を生み出しているのです。背景には、個人の支払能力を超えた高過ぎる保険料(税)があり、この値上げに歯止めがかかっていません。保険料(税)を払えない人や無保険の人が多数生み出され、「国民皆保険」の理念は崩壊の危機に瀕しています。国民健康保険税は、川南町でも毎年滞納者が増える傾向です。前年度の収納率は92%でしたが、昨年度は大幅な値上げが行われ、90.06%へ下がりました。国保会計では、医療費が推計され、県下では下位のランク付けにありますとの説明で、「国保税は据え置き」との提案です。4月に発生した家畜伝染病「口蹄疫」は、未曾有の被害が広がりました。国保税は昨年の収入に対しての支払いです。口蹄疫は災害ですので特別の事情に当たります。深刻な今回の状況は、「国保料(税)を払いたくても払えない」世帯が出ると思います。畜産農家だけを対象にするのではなく、そこで働いていた従業員も対象としていただき、特別な事情を適用し、減免措置を取っていただきたい。被保険者証の取り上げと保険給付の差し止めなどしないとは思いますが、そのようなことのないよう、特別の配慮をお願いします。町民の声として、「高過ぎる、引き下げて欲しい」との声があります。国民皆保険がこれ以上崩れないこと、そのためには、国・県への制度拡充や財政的な支援について強く働きかけること、町民が安心と安全をもたらし、町民の笑顔見られる国保制度としていただくよう要望して反対討論といたします。

議長(川越 忠明君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。これで討論を終わります。これから議案第37号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は委員等報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数であります。したがって、議案第37号「平成22年度川南町健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」については、委員長の報告のとおり、可決されました。

議案第38号「平成22年度川南町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)」について、討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第38号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号「平成22年度川南町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号「平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第39号について採決します。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり、即ち原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号「平成22年度川南町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」については、委員長報告のとおり、可決されました。

議案第40号「平成22年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

議員(内藤 逸子君) 議案第40号「平成22年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算」について、今回の補正予算は、過年度分としての後期高齢者広域連合納付金が計上されています。私は、後期高齢者医療制度そのものに反対ですので、反対討論いたします。

この特別会計は、平成20年4月1日発足した後期高齢者医療制度に伴ってできた特別会計です。75歳以上のすべての人は、それまで加入していた国保や健保を脱退させられ、「後期高齢者だけの独立保険」に入れられました。75歳以上の人は、家族構成や就労状況、年収などにかかわらず、74歳以下の人とは別の保険に強制的に囲い込まれたのです。厚生労働省が、75歳以上の後期高齢者の特性として、老化に伴う治療の長期化、複数の慢性疾患が見られる。多くの高齢者は、認知症の問題が見られる。いずれ避けることのできない死を迎える。の3点をあげています。ここには、“治療に時間がかかり、いずれ死を迎えるのだから、医療にはお金も手間もかけなくてよい”という政府の本音が出ています。また、後期高齢者医療制度を運営するのは、「後期高齢者医療広域連合議会」です。川南町からは、この広域連合議会に誰も選ばれていません。後期高齢者医療広域連合議会には、国が法律で加入させ、脱退も認められていません。運営主体は、広域連合議会ですが、保険料の徴収・督促・保険証の受け渡し、受付・窓口業務など住民と直接やりとりする業務の多くは川南町が担います。広域連合議会では、住民の声が届きにくいなど問題点があります。保険料も後期高齢者の人口比率が増えるのに応じて、自動的に引きあがる仕組みです。高い保険料や差別医療を押し付けるもので、廃止しかないと考えます。また、民主党政権のもとで、後期高齢者医療制度に代わる「新しい制度」として、「65歳以上の高齢者は、全員国民健康保険(国保)」に加入させたいと、別勘定にする」という制度が検討されていることは重大です。特定の年齢以上の高齢者を「別勘定」にして、重い負担と給付削減を押し付ける。ここに「うばすて山」との批判が集中しています。後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、75歳以上の高齢者の医療費を無料にすることを強く求め、反対討論といたします。

議長(川越 忠明君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。これで討論を終わります。これから、議案第40号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は委員長報告のとおり、即ち、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。起立多数であります。したがって、議案第40号「平成22年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第41号「新たに生じた土地の確認について」

日程第12 議案第42号「新たに生じた土地の確認について」

日程第13 議案第43号「字の区域の変更について」

日程第14 議案第44号「字の区域の変更について」

以上、4議案を一括議題とします。

本4議案は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務委員長の報告を求めます。

議員(山下 壽君) 総務常任委員会に付託されました議案について報告を申し上げます。議案第41号「新たに生じた土地の確認について」、議案第42号「新たに生じた土地の確認について」、議案第43号「字の区域の変更について」、議案第44号「字の区域の変更について」、以上4議案は、原案のとおり全員賛成で可決であります。この議案は、通浜漁港の工事を宮崎県が行っております。一般広域水産物供給基盤整備事業に伴う公有水面埋め立てにより、新たに生じた土地の確認をするものです。宮崎県が漁港施設用地として埋め立てを行い、本年2月26日に施行したものです。これにより、川南町の公表行政面積は、9,663.46平方メートル増えることとなります。終わります。

議長(川越 忠明君) 以上で委員長報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論採決は、議案ごとに行います。

議案第41号「新たに生じた土地の確認について」討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第41号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、即ち、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号「新たに生じた土地の確認について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号「新たに生じた土地の確認について」討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第42号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、即ち、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号「新たに生じた土地の確認について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号「字の区域の変更について」討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めま

す。これで討論を終わります。これから議案第43号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、即ち、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号「字の区域の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号「字の区域の変更について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第44号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、即ち、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号「字の区域の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後の会議は1時30分からとします。

午前11時07分休憩

午後01時30分再開

議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第15 諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。本案は人事に関する案件でありますから、質疑・討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑・討論を省略して採決します。採決の方法は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。ただいまの出席議員は14名であります。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に【中村 守】君、及び【米山 知子】君を指名します。投票用紙を配ります。念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票をお願いします。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛成を表明しない投票及び賛否しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。順次投票をお願いします。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これから開票を行います。中村守君及び米山知子君、開票の立会人をお願いいたします。

投票の結果を報告します。投票総数14票、そのうち賛成13票、反対1票、以上のとおり、賛成多数であります。したがって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」は、これを同意することに決定しました。議場の出入り口を開きます。

日程第16 諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。本案は人事に関する案件でありますから、質疑・討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑・討論を省略して採決します。採決の方法は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。ただいまの出席議員は14名であります。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に〔山下 壽〕君、及び〔久木野 清人〕君を指名します。投票用紙を配ります。念のために申し上げます。本何に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票を願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛成を表明しない投票及び賛否しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。順次投票を願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これから開票を行います。山下壽君及び久木野清人君、開票の立会人をお願いいたします。

投票の結果を報告します。投票総数14票、そのうち賛成8票、反対6票、以上のとおり、賛成が多数であります。したがって、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」は、これを同意することに決定しました。議場の出入り口を開きます。

日程第17 発議第5号 「口蹄疫の早期沈静化並びに総合的な支援対策の充実を求める意見書(案)」を議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

議員(竹本 修君) 発議第5号について、その趣旨説明を行います。なお、お手元に配布しております別紙意見書(案)を朗読して趣旨説明といたします。

口蹄疫の早期沈静化並びに総合的な支援対策の充実を求める意見書(案)

宮崎県で発生した口蹄疫については、感染の拡大防止のため自主的な消毒ポイントの設置をはじめ、畜産農家への消毒薬の配布、相談窓口の設置など、関係機関、団体が一丸となり防疫対策の徹底に取り組んでいるところである。

家畜等の移動・搬出制限区域においては、特に甚大な影響を受けているところであるが、制限区域外であっても、人工授精業務の自粛や成牛・子牛競市の中止または延期など、今回の口蹄疫の発生では県内全域の畜産農家が影響を受けており、これら区域外の農家を含めた十分な支援策が必要である。

また、依然として感染の拡大が止まらず、増大する牛、豚の殺処分等により、埋却用地の確保が大きな問題となっており、畜産関係者の経済的・精神的なダメージ、防疫従事者の疲労も限界にきている。

については、早期にこの事態が沈静化し、本県の畜産経営及び関係産業の経営安定を図るため、下記事項について、特段の措置が図られるよう強く要望する。

記

- 1 今後の防災対策はもとより、早急なウイルス侵入経路の解明を徹底的に行うこと。
- 2 出荷遅延等により甚大な被害を受ける畜産農家及び関連産業の経営安定に向けた諸対策の実施に当たっては、移動・搬出制限区域内に限らず、影響を受けたすべての農家等を対象に臨機応変に対応できるよう、十分かつ柔軟な予算を確保すること。
- 3 口蹄疫の発生により影響を受けた畜産農家及び関係者等に対し、特に精神的なケアを含めた物心両面からの支援策を講じるとともに、再建に向けた取り組みを早急に行うこと。
- 4 「家畜伝染病予防法」と「特別措置法」に基づく殺処分の相違によって共済制度等に関する補償については同等の措置を講じ、農家間の不公平を除くこと。
- 5 委託・預託契約に基づいて家畜を飼育している農家にも、補償や再建の支援が受けられるよう、手立てを講じること。
- 6 口蹄疫の発生に伴い、市町村や関係機関・団体が要した経費について、十分な財政措置を講じること。
- 7 口蹄疫の終息に当たっては、二度と発生することのないよう、抜本的かつ十分な検疫体制と予防対策を講じるとともに、「家畜伝染病予防法」を現状に即した内容に改正すること。
- 8 風評被害の防止対策を徹底するとともに、正確な情報提供を迅速に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月17日

宮崎県川南町議会

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長(川越 忠明君) 以上で趣旨説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、発議第5号「口蹄疫の早期沈静化並びに総合的な支援対策の充実を求める意見書(案)」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第5号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第5号「口蹄疫の早期沈静化並びに総合的な支援対策の充実を求める意見書(案)」については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任に願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しまし

た。

お諮りします。ただいま山下 壽君ほか2人からの発議第6号「口蹄疫の発生に伴う商工関連事業者への支援対策を求める意見書(案)」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第6号「口蹄疫の発生に伴う商工関連事業者への支援対策を求める意見書(案)」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第6号「口蹄疫の発生に伴う商工関連事業者への支援対策を求める意見書(案)」

を議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

議員(山下 壽君) 発議6号について、その趣旨説明を行います。なお、お手元に配布しております別紙意見書(案)を朗読して趣旨説明といたしますので、よろしくお願いいたします。

口蹄疫の発生に伴う商工関連事業者への支援対策を求める意見書(案)

宮崎県都農町で4月20日に発生した口蹄疫は、発生以来既に2カ月を経過しようとしておりますが、未だに終息の兆しは見え、過去に経験したことのない未曾有の大規模災害となり、あらゆる産業に甚大な被害を及ぼしております。

早期終息に向けては、国、県、町、そして民間ボランティア団体など、県民一丸となって全力を挙げて対処されていることに感謝を申し上げます。一日も早い終息は、畜産農家や商工業者などの将来への経営不安を和らげるだけでなく、地域経済の再生には不可欠であります。

特に、飲食店、小売店、運輸業など関連する商工事業者は、長引くこの災害で予約のキャンセルは相次ぎ、売り上げの減少は著しく開店休業の状況が続いております。まさに倒産寸前の危機に立たされていると言えます。

地域の商工業者の経済復興、活性化への支援を強く要望するものであります。

よって、国、県、町におかれましては、このような状況を踏まえ、下記の諸対策について格段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

1. 激甚災害に匹敵する特別の活性化のための財政措置を講ずること。
2. 借入金の据え置き期間の延長を講ずること。
3. 運転資金等の新規貸付の無利子、無担保、無保証の実現を図ること。
4. 所得税等の控除制度の創設を図ること。
5. 公共サービスの優遇制度を図ること。

6. 地元での購買対策事業の導入を図ること。
7. 解雇された従業員、パート等について、就業の斡旋、一時金の支給を図ること。
8. 商工業者が元気になるイベントの開催、活性化事業の実現を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成22年6月17日

宮崎県川南町議会

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て、ご決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

議長(川越 忠明君) 以上で趣旨説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、発議第6号「口蹄疫の発生に伴う商工関連事業者への支援対策を求める意見書(案)」について討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第6号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第6号「口蹄疫の発生に伴う商工関連事業者への支援対策を求める意見書(案)」については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任に願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第18 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」
を議題とします。議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで平成22年第4回川南町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後01時57分閉会
